

令和3年 第1回定例会

# 宇検村議会会議録

令和3年3月 5日開会 定例会  
令和3年3月 17日閉会

宇 検 村 議 会

# 令和 3 年第 1 回宇検村議会定例会

令和 3 年 3 月議会

# 令和3年第1回宇検村議会定例会会期日程

3月5日（金）開会～3月17日（水）閉会 会期13日間

日 次	月 日	曜 日	会 議・休 会・そ の 他
第1日	3月5日	金	本会議（開会・施政方針・議案審議）
第2日	3月6日	土	休 会
第3日	3月7日	日	休 会
第4日	3月8日	月	一般質問
第5日	3月9日	火	予算審査特別委員会
第6日	3月10日	水	予算審査特別委員会
第7日	3月11日	木	予算審査特別委員会
第8日	3月12日	金	休 会
第9日	3月13日	土	休 会
第10日	3月14日	日	休 会
第11日	3月15日	月	常任委員会・全員協議会・現地視察
第12日	3月16日	火	休 会（中学校卒業式）
第13日	3月17日	水	本会議（議案審議・閉会）

# 令和 3 年第 1 回宇検村議会定例会

第 1 日

令和 3 年 3 月 5 日

令和3年第1回宇検村議会定例会会議録  
令和3年3月5日（金曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 令和3年度施政方針
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分（鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について）  
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 議案第 1号 令和3年度年度宇検村一般会計予算について
- 日程第 8 議案第 2号 令和3年度宇検村国保事業特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 3号 令和3年度宇検村国保施設事業特別会計予算について
- 日程第 10 議案第 4号 令和3年度宇検村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 11 議案第 5号 令和3年度宇検村農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 12 議案第 6号 令和3年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 13 議案第 7号 令和3年度宇検村介護保険事業特別会計予算について
- 日程第 14 議案第 8号 令和3年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算について  
(以上8件一括上程・説明・委員会付託)
- 日程第 15 議案第 9号 令和2年度年度宇検村一般会計補正予算について  
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 16 議案第 10号 令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算について  
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 17 議案第 11号 令和2年度宇検村国保施設事業特別会計予算について  
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 18 議案第 12号 令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について  
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 19 議案第 13号 令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算について  
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 20 議案第 14号 令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について  
(説明・質疑・討論・採決)

- 日程第 21 議案第 15号 令和2年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算について  
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 22 議案第 27号 工事請負変更契約（道路交付金宇検船越線（2工区））について  
(説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 23 議案第 28号 工事請負変更契約（社会資本整備総合交付金（湯湾大崩線）道路  
改良工事（2工区）について

○散会の宣言

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	倉本富夫君	2番	壽山新太郎君
3番	保池穂好君	4番	海原隆家君
5番	肥後充浩君	6番	吉永常明君
7番	喜島孝行君	8番	杉浦治俊君

1. 欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 松井 学君 書記 楠田綾香君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村長	元山公知君	会計課長	小松洋仁君
副村長	植田稔君	教育委員会事務局長	松元五月君
教育長	村野巳代治君	建設課長	高田浩志君
総務課長	原田俊昭君	住民税務課長	柳百々代君
保健福祉課長	栄光男君	産業振興課長	栄平四郎君
企画観光課長	辰島月美君		

### △ 開 会 午前9時30分

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまから、令和3年第1回字検村議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

### △日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、喜島孝行君、倉本富夫君を指名します。

### △ 日程第2 会期の決定

○議長（杉浦治俊君）

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月17日までの13日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

会期は、本日から3月17日までの13日間と決定しました。

### △ 日程第3 諸般の報告

○議長（杉浦治俊君）

日程第3、諸般の報告を行います。

私の諸般の報告は、お手元にお配りしてあります報告書のとおりです。お目通しをお願いしたいと思います。

これで、諸般の報告を終わります。

### △ 日程第4 行政報告

○議長（杉浦治俊君）

日程第4、行政報告を行います。

村長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

○村長（元山公知君）

皆さん、おはようございます。令和2年12月定例議会後の行政報告を行います。

皆様のお手元にお配りしているとおりでございますが、主だったものを報告いたします。

12月16日、奄美地域離島航空路協議会、航空航路運賃軽減協議会が鹿児島市であり、出席いたしました。

12月17日、宇検村ヘルシーチャレンジ閉幕式を元気の出る館で開催いたしました。

1月10日、宇検村消防団表彰状伝達式を元気の出る館で開催いたしました。

1月13日、県庁挨拶回りで塩田知事と面会、村政の課題説明と要望等を行いました。

2月3日、町村長研修会及び地方自治振興促進懇談会が鹿児島市であり、出席いたしました。

2月14日、地域共生イベント秘密の宇検民ショーに参加し、やけうちの里からユーチューブ配信の形で全国に発信いたしました。

2月19日、市町村会ほか、各種会議が奄美市であり、出席いたしました。

2月22日、2月24日、市町村共済組合会、県の各種協議会が鹿児島市であり、出席いたしました。

2月25日、村消防タンク車安全祈願祭を役場庁庭で行いました。

以上で行政報告を終わらせていただきます。

△ 日程第5 令和3年度施政方針

○議長（杉浦治俊君）

日程第5、令和3年度施政方針の説明を行います。

村長から発言を求められておりますので、これを許します。

○村長（元山公知君）

令和3年の第1回宇検村議会定例会の開会に当たり、村政運営に関する私の基本姿勢と所信の一端を申し上げ、議會議員並びに村民の皆様にご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症拡大により全世界が脅威に陥り、ワクチン接種が始まったと言えども、コロナ禍の収束と経済回復は、まだ先の見えない状況が続いております。このような中、奄美群島の発生もなく、落ち着く傾向にあるのはお互いが自分の命を守る、大切な人の命を守るという日頃からの自助、共助の賜ものだと、改めて感じております。今後とも、感染予防を徹底しながら、安心できる日々の生活を守っていきましょう。

さて、私、一昨年1月の村長就任から2年が過ぎましたが、所管の業務を通して職員とともに村民の声に耳を傾け、議員並びに村民の皆様の協力を得ながら村政運営に当たることができましたことに、心から感謝申し上げます。同時に、村長としての重責を感じ、村政発展へ全力でまい進することを改めてお誓い申し上げます。

選挙期間中に掲げた公約につきましては、関係者と協議を進めながら、早期実現に向けて取り組んでいるところであります。本村の財政はまだまだ厳しい状況であります、2021年度の国の予算は過去最高となる見込みで、3年連続の100兆円を超える国家予算となるなど、地方交付税が大きく落ち込むことはないと予想されますので、本村も例年規模の予算を確保し、村民誰もが住んで良かったと言える、笑顔あふれる宇検村を目指して、誠心誠意村政運営に取り組んでまいります。

本村の令和3年度一般会計当初予算においては、これまでの継続事業をはじめ、新規事業を含めて約31億円台の増額予算となっております。これまでと同様、財政健全化を進めていくことは当然のことですが、住民に必要な予算は積極的に活用するとともに、重要な自主財源である村税、使用料、手数料等については、徴収率の向上を図り、自主財源の確保に努めてまいります。

ふるさと納税についても、寄附者の思いが実現できるよう郷友会など新たな宇検村ファンの取り込みに力を入れてまいります。

まず、行財政改革の推進についてですが、行政改革については、第一に村民の声を政策に反映させ、迅速に執行することが大切であり、そのためには住民の声をしっかり関係部署につないでいく。その上で、職務上大切なことはしっかりと伝えることができるよう、職員としての資質向上を図るため、これまで以上に職員研修に力を入れてまいります。

行事や会合等が思うように開催できない状況でありますが、できる限りの努力と対策を図り、村民とのコミュニケーション向上に努めてまいります。

財政運営については、事業の優先順位をしっかり検討し、各分野で連携を図り、計画的に執行するよう努めてまいります。記載の残高は37億円で、平成30年度決算から若干の増加傾向にありますが、自治体の財政状況を示す指標の実質公債費比率は10.2%から9.9%と前年度より改善されており、将来負担比率も平成30年度決算から3年連続ゼロと改善されております。基金残高も増加しており、今後も有利な措置の起債に努めながら、事業執行に当たってまいります。

また、令和5年度からの公営企業会計の法的化を前に、改めて独立採算を原則とする特別会計の在り方を再認識し、公共施設の使用料減免分を予算上に可視化することで、経営の見える化を行い、施設運営に最大限の配慮をした節減の意識改革を図ってまいります。

今年度の主な事業として、村道の改良事業や港湾改修事業、簡易水道事業の継続事業をはじめ、新規事業として県単農業農村整備事業により干拓広下下田地区の農道舗装工事を行います。

また、新規取り組みとして、村外に居住している学生に特産品を送付し、学生生活の糧となるよう応援する宇検村ふるさと学生便応援事業をスタートさせます。学生と宇検村の絆を深め、村の良さを再認識してもらうとともに、社会に巣立った後もつながる仕組みづくりを行ってまいります。

今後の建設予定として、診療所建設、共同調理場建設及び役場庁舎建設等があり、建設に当たっては将来的に財政を圧迫するがないよう見極めながら事業を進めてまいります。

次に、農業振興についてですが、近年、イノシシによる農作物への被害が多くみられる中、その侵入が広範囲な箇所においては、鳥獣被害対策実施事業を活用し、防護柵を計画的に整備してまい

ります。

また、昨年度より実施しております被害防止用資材購入の一部助成を新年度以降も継続し、鳥獣被害対策実施隊による調査、捕獲、追い払い活動も継続してまいります。

カラス被害については、現在、1基設置している捕獲小屋と、新たに移動式の捕獲器を導入とともに、一般農家への講習会を実施し、農家の皆さんの生産意欲が低下しないように、被害防止に努めてまいります。

村の重点振興作物のタンカンについては、昨年度より実施しております宇検ブランド確立事業で協力していただけた農家に対して、農協共同選果場での選果手数料等の助成、出荷用デザイン段ボール箱の提供及びブランド協力金の助成を行い、本村のタンカンの品質向上とブランド化を推進してまいります。

また、不合品、規格外品の有効活用として、今年度も引き続きタンカンジュースの試験販売を実施し、六次産業化事業等を活用し、ジュース等の加工機器の導入を進めたいと考えております。

パッションフルーツについても、生産者への苗木供給と購入の助成を行い、安定生産に向けた取り組みを推進し、併せて、育苗ハウスにおいて季節ごとの野菜苗などの栽培、販売を行い、村民及び高齢者の生きがいづくりに取り組んでまいります。

サトウキビ振興については、機械の導入による植付けから収穫までを省力化し、農家の労力軽減を図り、清算奨励金等の助成を引き続き行ってまいります。

また現在、鹿児島の農林水産物認証K-GAPを、マンゴー、トマト、養鶏は取得しており、今年度よりタンカンでの取得準備を進め、今後も継続して認証できるよう、関係機関と協力し営農指導や講習会を行ってまいります。

畜産振興につきましては、巡回指導や研修会を通して飼養管理技術や受胎率の向上、防疫体制を徹底し、子牛、養鶏の品質や生産向上及び労働軽減を図り、安全で安心した経営ができるよう、指導を徹底してまいります。

農地の有効活用を図るため、農業委員や農地利用最適化推進委員並びに宇検村元気の出る公社職員による農地の最適化を図るほか、農地中間管理機構へ農地の情報提供を継続して行い、耕作放棄地の解消、有効活用に努めるとともに、多面的機能支払交付金を活用し、村内各集落の環境保全を進めてまいります。

また、農地の地力向上と生産安定、農家の土づくりの意識向上に引き続き取り組んでまいります。

次に、林業振興についてですが、世界自然遺産登録に向け、緑化の推進や自然環境に配慮した伐採、森林整備を行い、森林環境保全並びに森林資源の管理に努めてまいります。

次に、水産業振興についてですが、焼内湾で行っている養殖業は、重要な雇用創出の場となっており、今後も各事業者、村漁協など、関係機関と連携し、漁場の環境整備、漁業従事者の確保、定着に努め、安定的な経営ができるよう協力してまいります。

また、本年度も離島漁業再生支援事業の活用及び浜の活力再生プランに基づいた取り組みの見直しや改善を図り、漁家の皆様の所得向上に努めてまいります。

次に、商工業振興についてですが、現在、村内商店の経営者の高齢化や後継者不足により、厳しい状況にあると思われます。今後も村商工会指導の下、村内での購買促進を促すための経営指導や地元優先の買い物を推奨し、経営の合理化などの指導、助言を実施してまいります。

また、例年実施しているやけうちどんと券についても、販売期間や購入限度額などを検討し、今年度も継続していく予定であります。

また、農林水産物輸送コスト支援事業については、県本土との流通条件不利性を改善し、生産、産業振興の推進を図るため、奄振交付金を活用し、農林水産物や加工品、黒糖焼酎等の輸送費補助を継続して実施してまいります。

次に、地籍調査についてですが、今年度芦検地区にて継続して調査を進めてまいります。調査を推進することにより、個人の財産管理、公共事業の推進や災害時の早期復旧に役立ててまいります。

次に、観光振興についてですが、令和3年度は令和元年度から計画を進めてきた観光拠点施設が完成する予定です。情報発信や観光案内の窓口のみならず、地場産農林水産物や加工品を販売するうけん市場の機能も取り入れ、村民を中心とした地域経済の活性化に努めてまいります。

また、この施設を中心に役場や診療所など、村民が日常生活で多く利用する施設などを巡回するグリーンスローモビリティを導入し運行することにより、移動の利便性とにぎわいの創出及び交流拡大を図るとともに、グリーンスローモビリティの車両特性を生かした環境に配慮した持続可能な観光プログラムの確立を目指してまいります。

世界自然遺産登録が実現することにより、世界的に注目を集め知名度が上がり、観光客が増えることが期待されます。一方、多種多様な観光客の増加による自然環境や村民の暮らしへの負担が懸念されますが、自然・人・伝統文化を活用しながら宇検村の価値を共有できるように努め、宇検村ファンや出身者を巻き込みながら関係人口の拡大を目指してまいります。

併せて、観光関連業者と連携し、特産品や観光メニューの開発に努め、村内外へ向けた宣伝媒体としてのSNSの活用を充実させ、ふるさと納税につなげる体制を整えてまいります。

また、瀬戸内町西古見から屋鈍間の道路を舗装整備いたします。奄美大島南西部の観光名所をつなぐルートを確立し、南部大島の観光発展を目指してまいります。

次に、道路通信基盤の整備についてですが、道路は村の産業、経済、観光、防災と多面的な分野に直結し、住民生活に大きな利益をもたらしていることから、道路インフラ整備は重要な施策として考えております。本村の地理的条件を踏まえ、事業の重点化やコスト縮減を図りつつ、地域の実情に即した整備に努めてまいります。

まず、県管理の道路整備については、利便性の向上及び災害に強い道づくりを目指し、県道曾津高崎線の平田工区の改良事業を継続してまいります。

主要地方道湯湾新村線は、これまでにも崩土による交通規制があり、災害時の移動や救急搬送に大きな支障をきたしております。奄美大島南部地域の活性化と地域住民の安全を図る面からも、新たなルートの検討を含めた早期の調査並びに計画策定に取り組んでもらうよう、県及び国に要望してまいります。

村道の整備は、社会资本整備総合交付金事業で宇検船越線、屋鈍曾津高崎線の改良工事を継続して整備してまいります。

防災安全社会资本整備事業で赤土山線の舗装補修工事を継続して整備してまいります。

新規路線として、田検名音線、部連須古線を整備してまいります。

また、道路メンテナンス事業で4橋の設計業務を予定しております。

また、村単道路整備事業で湯湾大棚線の排水路及び舗装補修工事、新小勝大畠線の排水対策、湯湾集落内の冠水対策工事を実施してまいります。

道路維持管理については、県道は維持補修事業で道路の除草、路傍樹管理事業で植栽物の管理を権限移譲交付金において対応してまいります。

また、村道、林道、農道については、委託業務契約と会計年度任用職員で除草作業や側溝の土砂上げ作業を実施してまいります。

港湾事業については、湯湾港、須古地区の岸壁の補修工事を継続して実施いたします。名柄港については、海岸堤防等老朽化対策事業で既設護岸の補修工事を進めてまいります。

漁港事業については、芦検漁港、本港区施設の長寿命化及び今後のコスト縮減を図るため、外郭施設、係留施設、用地施設の整備をしてまいります。

急傾斜地の整備については、県営事業で急傾斜地崩壊対策工事において、湯湾5地区を継続事業で整備してまいります。また、新規地区として下朝戸地区、芦検池城地区の整備に着手いたします。

また、村事業の県単急傾斜地崩壊対策事業で、芦検池城地区を継続事業で整備し、今年度で完了する予定であります。

次に、保健福祉についてですが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策により、特に保健福祉関連事業等の推進に大きな支障をきたし、村民の皆様には多大な迷惑と心配をおかけいたしました。令和3年度は状況等をしっかりと把握しながら、計画された事業等が行えるよう努めてまいります。

さて、皆さんもご承知のとおり、本村の人口は減少傾向にあり、人口に占める高齢者の比率は国及び県をはじめ、郡内の他町村に比べても高い状況にあります。令和2年12月末現在で、世帯数が961世帯、人口が男性832人、女性867人の合計1,699人と減少傾向にあり、また、高齢化率も65歳以上が737人43.38%で、75歳以上が382人22.48%となっております。要介護認定率についても、17.6%となっております。

本村では、平成31年度から國の方針に沿い、主要施策として制度、運営の枠や支える側、支えられる側という従来の関係を越えて、人と人、人と社会のつながり、一人一人が生きがいや役割を持

ち、助け合いながら暮らしていくことできる包括的なコミュニティ地域社会をつくるため、地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進しております。

この取り組みに関連し、令和2年9月からは民間との連携強化を図るため、村の社会福祉協議会と協定を結び、村から職員を派遣して地域福祉計画、地域福祉活動計画を共同で策定しております。

また、令和3年度は先に述べたこれまでの事業を一層推進していくことが必要だという観点から、国が示す新たな事業の枠組みである地域住民の複合、複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業、重層的支援体制支援事業を推進してまいります。

介護の世界では、段階の世代の約800万人が75歳を迎える年が2025年問題と言われております。日本は全人口の4人に1人が後期高齢者という超高齢化社会となります。村の現状としては、ひとり暮らしや認知症等で高齢者、障害者を取り巻く環境は年々厳しくなっている状況であります。令和3年度も保健、福祉、医療の充実と生きがい対策等の施策を重点とする高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画に基づき、厳しい財政状況下ではありますが、創意工夫、努力を行いながら事業に取り組んでまいります。

次に、国民健康保険、宇検村立診療所についてですが、令和3年度も週5日診療で、医師1人、看護師2人、会計年度任用職員非常勤看護師3人、会計年度任用職員医療事務1人を常勤として配属して、診療業務に当たります。

現在、地域住民からの診療相談が増えており、在宅診療等も増える傾向にあります。医師の常駐により、村民が安心して暮らせる診療体制を築いてまいります。

また、令和2年度と同様、郡医師会、鹿児島県立大島病院及び隣接市町村の医療施設との連携を図りながら、現在、瀬戸内町とともに参加している地域医療連携推進法人あんまにおいて、奄美大島南部町村の医療体制の向上を図るため、医師の派遣、人材育成、医療機器の共同利用等に今後も取り組んでまいります。

介護保険事業につきましては、介護保険制度の理念に基づき、地域包括支援センターを中心に自立支援と重症化防止を念頭に置いた事業を展開いたします。

地域支援事業につきましては、住民主体の介護予防活動であるいきいきどくさ体操やサポート運営型の頭の体操教室等の支援を行い、住民自らが介護予防、支え合いに取り組む地域づくりに努めてまいります。

そのほか、地域ケア会議を核とし、村内関係機関の関係職種との連携を図り、地域包括ケアシステムの進化推進を図ります。

保健事業につきましては、宇検村健康増進計画、いきいき健康うけん21、国保後期データヘルス計画に則し本村の健康課題であります脳卒中対策を推進してまいります。特に今年度は、高齢者において保健事業と介護予防等の一体的実施に向けて各種保険事業の見直し、整理を実施し準備を進めてまいります。

特定健診、長寿健診、各種がん検診の受診率の向上に努め、予防できる病気を予防することで村民の健康寿命の延伸、QOL生活の質の向上を目指してまいります。

予防事業を効果的に実施し、生活習慣病重症化予防、医療費適正化に努め、村民が受診、参加しやすい環境を整えてまいります。

また、引き続き長寿健診の推進向上に努めてまいります。すばらしいことに今年度は村内でお二人の方が100歳を迎えられます。また、ご縁あってご夫婦となられ50年ともに歩いて来た方を祝福する金婚式も、引き続き実施いたします。

障害者支援につきましては、全ての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら、誰もが同じように暮らせる社会を目指してまいります。基本理念として、住民の自分らしい生き方を支える村づくりを掲げ、障害者が自らの能力を最大限に發揮し自己実現できるよう、令和3年3月に策定した第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に則したきめ細かな相談、支援、情報提供を図ってまいります。

母子保健事業につきましては、妊娠婦検針や乳幼児健診の各種健診、保健指導等の充実を図り、安心して出産や子育てができるよう、子育て世代包括支援センターにおいて専門職による切れ目のない支援の充実・強化に努めます。

児童福祉につきましては、令和2年3月に策定した第2期子検村子ども子育て支援事業計画に基づき、質の高い乳幼児期の総合的な保育の提供、保育の量的拡大、地域における子育て支援の充実等を図るため、子ども子育て会議にて保護者のニーズを聞き、県からの指導・助言を受けながら、児童の健全育成を基本理念として、安心して子育てのできる環境づくりに努めてまいります。

また、令和3年度から実施予定の放課後児童クラブについては、関係団体と協議をしながら小学校施設内に設置し、実施してまいります。

また、本年度も子育て支援の一環として出産祝い金や入学祝い金等も継続して実施してまいります。

高校生通学バス助成金につきましては、定住及びUターン者の促進を図るため、村内に住所を有していない等の高校生を準住民として新たに対象者とし、帰省等に係るバス利用料の助成を実施してまいります。

次に、生活環境及び自然環境の保全についてですが、ごみの不法投棄対策については、村内の林道や主要道路沿いの山すそなど、不法投棄発生箇所を中心に年間を通じてパトロールを行うとともに、不法投棄が発生した地域については、注意喚起の看板の設置及びチラシを配布し、生活環境の保全に努めてまいります。

国が脱炭素社会の実現を打ち出す中、宇検村としても脱炭素型地域づくりを模索していく必要があります。令和2年度は環境省の事業を活用し、奄美大島におけるバイオマス資源の調査を実施しており、今後、調査結果を基に本格的に地域内資源循環による脱炭素社会実現に向け取り組んでまいります。

自然環境については、世界自然遺産候補地として適切な保護管理を行ってまいります。盗掘防止のパトロールや外来種の駆除活動、リュウキュウアユやサンゴ礁の保全活動を引き続き行い、奄美の特徴的な自然環境の保全・継承に努めてまいります。

海岸漂着物対策事業については、現在、台風や偏西風、潮の流れ等の影響により年間を通して焼内湾で海岸漂着ごみが発生している状況であるため、引き続き国の補助事業を活用し、村内の海岸に漂着しているごみの回収及び処理を行い、海岸の環境保全に努めてまいります。

野良猫TNR事業についてですが、奄美大島にはアマイノクロウサギをはじめ、多くの希少動植物が生息しておりますが、森林内においてはノネコによる希少動物の捕殺が確認されております。また、集落に生息する野良猫もノネコの発生源となり、希少動物を脅かす存在となっております。そこで、希少動物を守るために昨年に引き続き野良猫TNR事業を実施し、野良猫の減少を目的とした事業を推進してまいります。

飼い猫については、適正飼養、動物愛護の意識の向上、また、地域生活環境の向上並びに自然環境及び生態系の保全を図ることを目的とした不妊手術やマイクロチップ装置の助成を今後も継続し、さらに今年度は田検校区を重点地区として、マイクロチップ装着会を実施し、村内のノネコ、野良猫の発生源対策に努めてまいります。

合併浄化槽設置の推進については、生活排水による公共水域の水質汚染を防止するため、引き続き国・県の補助事業も活用して、し尿と雑排水を合わせて処理する合併浄化槽の設置促進に取り組んでまいります。

簡易水道事業については、集落内の排水管を順次更新しておりますが、今年度は湯湾地区内の配水管の更新を行う予定であります。今後も安全で安心な生活用水を供給するために、適切に対応してまいります。

住宅整備については、今年度から美長良団地1号棟の改修工事を進めてまいります。この住宅は平成元年度竣工から約30年が経過しており、経年の劣化による老朽化が著しく、本事業を導入することで建物自体の長寿命化と設備等の更新を行い、快適な居住空間を確保するものであります。

人口減少や高齢化社会の進行、既存の住宅の老朽化等に伴い、宇検村においても空き家の増加が問題になっております。安全・安心で暮らしやすい地域社会を実現するために、宇検村として実効性のある空き家対策について、総合的かつ計画的に実施していくための基本方針を策定し住宅環境の整備を図ってまいります。

集落排水事業については、平成29年度から機能強化更新事業で順次整備しておりますが、今年度は宇検中央処理場の処理施設、機械設備工事、管路施設真空弁更新、真空弁通報装置、中継ポンプ施設機械設備等の工事を実施してまいります。

次に、人権教育及び人権啓発についてですが、人権啓発活動の推進については、各関係機関・団体等と連携を図りながら、人権問題についての理解・認識を深め、差別意識を解消し、人権の尊重される村づくりに努め、特設人権相談所開設等、継続した人権啓発活動に取り組んでまいります。

次に、消防防災についてですが、村民が安心して暮らせる村づくりは、最も重要な施策の基本とするものであります。昨年の台風10号で多くの教訓を得ましたが、特に避難所体制を整えることが最優先だと実感いたしました。早速令和2年度から雨戸の設置など防災備品の整備に取り組んでおり、今後も崖崩れや通行止めによる道路寸断も考えられますので、災害時用食料の備蓄や迂回路の確保、海上輸送の迅速な対応に努めてまいります。

避難所となる公民館についても、老朽化の激しい公民館から整備を進めてまいります。また、自主防災組織の運営研修を継続して行い、災害時の避難行動を自主的に判断できるよう、意識の向上の努めてまいります。

有事の際の宇検分駐所職員の力はもとより、消防団員の力も必要不可欠であります。職員、団員の資質向上のための積極的な研修受講も引き続き進めてまいります。

今後も村民の防災意識の向上を図り、自助・共助・公助のそれぞれの役割を明確化し、関係団体等と密な連携を取りながら、村民が安全で安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。

次に、教育行政についてですが、昨今のグローバル化や情報通信技術、ＩＣＴの進化により、急速に変化する社会情勢の伴う教育の将来展望や喫緊の教育問題に適切に対応するため、令和3年度も村民憲章や村教育振興基本計画を踏まえ、ふるさとを愛し、明日へはばたく、心豊かでたくましい人づくりを宇検村教育行政推進の基本目標といたします。その推進に当たっては、本村の自然や産業、文化、歴史、伝統、人材など、ふるさとの豊かな風土や教育的な伝統を生かし、ふるさとに立つ教育を視点として取り組んでまいります。

まず、学校教育においては、生きる力を備えた元気な宇検村の子供の育成を目標とし、次の3点に取り組みます。

1点目は、お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進です。そのために、個々の児童・生徒に密着した道徳教育や生徒指導、人権教育、読書活動等を推進するとともに、今年度も村教育相談員スクールソーシャルワーカーの活用や体験活動の取り組み、いじめ防止基本計画に基づいた対策等を推進してまいります。

また、児童生徒の健やかな成長のために授業や部活動、1校1運動、食育などの一層の充実に取り組むとともに、学校給食の無償化や部活動の大会出場等の助成も引き続き行ってまいります。

併せて、近年の災害や事故等の経験を踏まえ、危険予知、回避能力の育成など、防災教育の充実にも努めてまいります。

2点目は、未来を切り開くための力を伸ばし、社会で自立する力を育む教育の推進です。本村の児童・生徒の学力は、昨年度の小学5年生、中学1・2年生を対象とした鹿児島学習定着度調査の結果においては、おおむね県平均以上を達成している状況であります。ただし、中学校では全教科県平均以上であったのに対し、小学校では県平均に達していない教科がありました。また、児童・生徒のより個人差があることや、思考力、判断力、表現力等の向上の課題もあります。その解決を目指すために、村教育研究会による各種教職員研修会や校内研修会の充実及び個人に応じた指導や複式

少人数指導、G I G Aスクール構想による児童・生徒1人1台端末整備による情報活用能力などの向上を図ってまいります。

また、特別支援教育支援員による支援、村雇用のA L T活用による外国語教育の充実、合同宿泊学習や集合学習、職場体験学習などの実施、今夏の登録を目指す奄美の世界自然遺産に関する郷土教育の充実にも取り組んでまいります。

令和2年度はコロナ感染症の予防対策として、本村の学校においても4月21日から5月7日まで休校措置を取りました。今後もこのような事態が長期で発生した場合に、児童・生徒学習に遅れが出ないよう、I C Tなどを活用した対策などを講じるよう努めてまいります。

3点目は、信頼され地域とともにある学校づくりの推進です。各校区の文化的拠点の役割を持った学校における教育は、児童・生徒、教師、保護者、地域住民の相互の信頼関係の上に成り立つものであります。そこで地域に根差し、地域とともにある学校経営の充実を図るため、学校評議員などによる外部評価を生かした学校経営の改善に努めるとともに、土曜授業の充実、郷土の教材や人材を活用した教育活動の充実、学校情報の積極的な発信、教育公務員としての職責感や使命感、指導力のある教職員の育成、地域と一体となった安心・安全な学校づくり、学校と保護者、地域などとの連携の充実に取り組んでまいります。さらに、学校における教員の働き方改革を国や県の動向等を念頭に置きながら、本村の教育環境整備に努めてまいります。

併せて、施設設備の点検補修や学校緑化に努めるとともに、児童・生徒減少対策については、これまで同様、名柄校区、阿室校区活性化対策委員会の方々と連携を密にしながら、親子山村留学制度を継続して推進してまいります。

さらに、田検小中学校の共同調理場の改築計画及び小中併設校の給食運営の在り方については、保護者や校区住民委員の皆様の意向などを受け、現状では各校区の調理場施設で運営を行いながら、村診療所建設後に小中併設校の給食運営の在り方や田検小中学校の共同調理場の改築を実施する予定しております。

次に、社会教育と社会体育についてですが、令和2年度はコロナ感染症予防対策として、社会教育関係の行事や村民体育大会をはじめとする社会体育の行事も開催中止となりました。令和3年度においては、コロナ感染症の収束を願いながら、結いの心で生き生きと学ぶ活力ある宇検村民の育成を目標として、次の2点に取り組んでまいります。

1点目は、地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進です。本村において、子供たちは地域の宝として周囲の方々から温かく見守られ、すくすくと成長しております。今後とも家庭教育や家庭教育学級の充実、P T A活動や子供会、社会教育関係団体の活動等の充実を図り、子育ての機運醸成に努めてまいります。さらに、村民が継続的に学ぶことのできる公民館講座や生涯学習機会の拡充や、生涯学習センターなど各種施設の利用促進を図ってまいります。

また、児童・生徒の健全育成事業については、七ヶ宿町との児童相互交流事業を令和2年度はコロナ禍で中止しており、今年度は2学年合同の開催を予定しております。その他の事業では、中学3年

生テーブルマナー教室や茶道教室、新春書初め会、やけうちっこ体験チャレンジスクールについても引き続き実施してまいります。

2点目は、障害を通して学び、活躍できる環境づくりとスポーツ文化の振興の推進です。生涯スポーツを通した健康づくりと仲間づくりを推進するため、村体育協会を中心とした推進体制の整備を促進し、各種スポーツ大会運営の改善工夫やスポーツ少年団の健全育成、毎週月曜日夜間の体育館無料開放も継続してまいります。

また、スポーツ推進委員や関係団体などへの研修会の実施や村内の社会体育施設の定期点検を確実に実施し、事故防止に努めながら効果的な活用を進めてまいります。

令和3年度には県民体育大会大島地区大会の女子バレーボール競技が本村で開催されます。開催に当たっては関係団体と連携を図りながら、安全かつ効率的な運営に努めてまいります。併せて、高校生、大学生などのスポーツ合宿誘致についても引き続き推進してまいります。

続いて、地域文化及び芸術活動の振興については、令和2年度末には文化財保護審議会会長としての長年の功績が認められ中條森雄氏が、全国で個人の表彰74名、県下で2名という地域文化功労賞表彰を受賞されるという喜ばしい出来事もございました。令和3年度においても、文化協会や公民館講座講師の先生方と連携を図りながら、文化芸術活動の普及・振興に努めてまいります。

また、村史編さんに関しましても、自然編、通史編に続き、令和3年度以降は民族編の発刊を目指し取り組んでまいります。

併せて、教育委員会で兼務する公益財団法人宇検村振興育英財団については、業務の合理化を図り、円滑な運営を行うために、令和3年度中に公益財団法人を解散し、今後は基金として村で管理運営を行い、本村の青少年の育成事業や奨学金制度を充実させていく所存でございます。

以上、令和3年度の村政運営に対する所信と施策について概要を申し述べましたが、本年度の予算は一般会計予算が31億2,975万3,000円で、前年対比で1.7%の増額予算となっております。

次に、特別会計予算は、7会計で9億6,899万1,000円で、前年度対比で4.5%の減額予算となっております。特別会計については、独立採算制の下、運営を行っていかなければならないところですが、村民のサービスを低下させないことを念頭に、事業の必要性や優先順位を検討しながら、慎重に予算編成に努めたところであります。

村政運営につきましては、これからも村に住み続けたい、行ってみたいという宇検村を目指し、誠心誠意村政運営に取り組んでまいる所存でありますので、議会議員並びに村民の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。村民の皆様、心を一つに笑顔あふれる宇検村を築いていきましょう。

結びに、村民の皆様のご健勝・ご多幸をお祈りし、また、コロナ禍の一日も早い収束を願うとともに、医療従事者への感謝とエールを送り、令和3年度の施政方針といたします。

令和3年3月5日宇検村長、元山公知。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

これで令和3年度施政方針の説明を終わります。

暫時休憩します。開会は45分とします。

休憩 午前10時33分

---

再開 午前10時45分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△ 日程第6 承認第1号 専決処分 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更について

○議長（杉浦治俊君）

日程第6、承認第1号、専決処分、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

承認第1号について、提案理由のご説明をいたします。

承認第1号は、令和3年4月1日から、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から、大島農業共済事務組合を脱退させ、鹿児島県市町村総合事務組合規約を変更するものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これから、承認第1号、専決処分、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減

少及び同組合の規約の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

承認第1号、専決処分、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更については、原案のとおり可決されました。

- △ 日程第7 議案第1号 令和3年度宇検村一般会計予算についてから
- △ 日程第8 議案第2号 令和3年度宇検村国保事業特別会計補正予算について
- △ 日程第9 議案第3号 令和3年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について
- △ 日程第10 議案第4号 令和3年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について
- △ 日程第11 議案第5号 令和3年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算について
- △ 日程第12 議案第6号 令和3年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算について
- △ 日程第13 議案第7号 令和3年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について
- △ 日程第14 議案第8号 令和3年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第7、議案第1号、令和3年度宇検村一般会計予算についてから、日程第14、議案第8号、令和3年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算についてまでの8案を一括議題とします。

本8件について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第1号、令和3年度宇検村一般会計予算から、議案第8号、令和3年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算までの提案理由のご説明をいたします。

議案第1号は、令和3年度宇検村一般会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ31億2,975万3,000円とするものです。前年度と比較しますと1.66%の増額予算となっております。

議案第2号は、令和3年度宇検村国保事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億1,039万6,000円とするもので、前年度比9.6%の減額予算となっております。

議案第3号は、令和3年度宇検村国保施設事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ7,372万8,000円とするもので、前年度比7.0%の減額予算となっております。

議案第4号は、令和3年度宇検村簡易水道事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億3,116万7,000円とするもので、前年度比1.34%の減額予算となっております。

議案第5号は、令和3年度宇検村農業集落排水事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総

額をそれぞれ1億1,450万6,000円とするもので、前年度比17.7%の減額予算となっております。

議案第6号は、令和3年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ1,824万1,000円とするもので、前年度比0.9%の減額予算となっております。

議案第7号は、令和3年度宇検村介護保険事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億8,244万1,000円とするもので、前年度比2.26%の増額予算となっております。

議案第8号は、令和3年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算についてですが、歳入歳出予算総額をそれぞれ3,851万2,000円とするもので、前年度比10.2%の増額予算となっております。

以上8件、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

本8件については、全員で構成する予算審査特別委員会を設置してこれに付託し審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

本8件については、全員で構成する予算審査特別委員会に付託して審査することに決定しました。

これから、予算審査特別委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

委員会の場所を議員控室と定めます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

---

再開 午前10時53分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選の結果をお知らせします。

委員長に肥後充浩君、副委員長に保池穂好君が決定しました。

以上、互選の結果をお知らせしました。

### △ 日程第15 議案第9号 令和2年度宇検村一般会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第15、議案第9号、令和2年度宇検村一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第9号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第9号は、令和2年度宇検村一般会計補正予算についてですが、規定の予算から3,653万4,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ36億4,111万8,000円とするため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○3番（保池穂好君）

すみません、15ページの10節の需用費で防災マット購入とあるんですけど、そのあと11節で防災マット送料とあります。まず、防災マットはどのような防災マットなのかと、あとこのマットがあって送料なんんですけど、またどこかに送るのかどうか、というふうにちょっと捉えたんですけど、その説明までお願いします。

○総務課長（原田俊昭君）

それではお答えいたします。この防災マットですが、まずどのようなものかということでございますが、避難所において使用するもので、敷くやつですね、床のほうに敷いて使用するものであります。これを各集落の公民館と、あと各学校に30枚ずつですね、用意する予定であります。あとこの送料ですが、これがこのマットですが、生産地がいろいろあるんですが、いいのがあったのが海外とか、いろんなそういうところもあって、送料が掛かるということで、これを組んでおります。この送料については、当然多めに組んでいるわけでございますので、これより下がることは十分あります。どこかに送るというわけではございません。以上です。

○3番（保池穂好君）

この送料のほうは、購入費の中に一緒のあってもいいのかなと、ちょっと思ったところでしたが、了解しました。

あとすみません、もう1点お願いします。同じページの備品購入費、17節、ユンボと移動販売車購入費とあるんですけど、この移動販売の説明までちょっとお願いいたします。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、お答えします。移動販売車両ですが、新型コロナウイルス感染拡大影響による停滞する農林水産物の移動販売及び島内イベント等での宇検村農林水産物のPR販売を行い、動くうけん市場を目指したいと思っております。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありますか。

○5番（肥後充浩君）

今のですけども、その運転手とか、それをするのはどなたがなさるんですか。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、お答えします。現在、まだ要綱等は決まっておりませんで、随時、これから先、決めていく予定になっております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

できたらそういったのも、やっぱりちゃんと計画をして、購入したらすぐそれが実現できるような形を取ってもうらうのが一番ベターじゃないかと思っていますので、それはもう早急に、職員がするのか、それとも市場の職員がするのか、それに対したら、また市場の維持管理費、その運転手代とか、そういったの、保険、そういったのも事故等の勘案もありますので、その辺もぜひ勘案して、早急に決めてもらいたいと思います。

それと、同じく15ページの12の委託料の委託業務で100万円再発見事務委託金というのがあるんですけど、これはどこと委託を契約するのか。まず、この時期でなかつたらだめだったのか、新年度予算でもよかつたんじやないかと思っていますので。

それと、先ほどユンボと移動販売車の購入で600万円になっていますけども、ユンボもまた新しく買うのか。

それと、その備品購入のところで、2,850万の減額、粉碎機、これはもう当議会でも何度も打ち合せをして、こんなことをする、それはいいことだということで2,800万、破碎機の破碎をする、そのものが各村内から出る木くずとか、そういったのもみんな破碎して、それを堆肥に回す、そういったことをお聞きしましたので、それはいいことだと、漂流物もたくさん、あちこちに抜根が村内で置かれているような状況ですので、そういったのも全部すべて破碎するために買ったんじゃないかなと思ってたんですけども、なぜこれが減額になって落ちているのか、その辺をお聞きします。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、お答えします。まず、ユンボからなんですが、0.04のバックホーを購入する予定になっております。現在使用している0.04のバックホーは、9年前に購入されているということで、村内農家に頻繁に使用していただいていますが、維持するための修繕費も年々増えていることから、このコロナウイルス対策の創生臨時交付金で購入したいと思っております。以上です。

○企画観光課長（辰島月美君）

まず、この新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金事業なんですけれども、当初予算に計上したほうが良かったんではないかという件なんですが、これ、第3次補正ということで、また、5,200万余り国のはうの補助金の決定がありました。とってもタイトなスケジュールでこの件に関して第1次の交付、第2次の交付を合わせた総額2億近いお金の事業を組んでいくという部分では、なかなか要綱が追いつかないまま、とりあえず概算で今度の補正に上げて、全部繰越ということで、その繰り越した中でいろいろ検討して、またその詳細を決定していくという流れになっております。話のあった魅力発見事業の事務委託金なんですけれども、第3弾ということでうけん発見事

業を計画しております。取り組みの中で、とても煩雑な事務もあったもんですから、通常の事務に加えてというよりも、委託をしたほうが今度はスムーズにいくんではないかなという判断で、とりあえず委託金ということで、商工会のほうにお話を持って行ったんですけれども、ちょっと商工会のほうは4月、5月とちょっと忙しいということで、これから先、年度が明けてから、またこの委託金の100万が任用付きのアルバイトのほうにちょっと組み替えを相談するかもしれないんですけども、そういうふうにして計画を立てていく中で、今後、その計画がいろいろ変更になるかとは思いますが、事業を立てた目的だったりとか、効果であったりとか、そういう大事な部分は変更しないように事業を展開していきたいと思っています。

○建設課長（高田浩志君）

機械器具購入の粉碎機2,850万の減額についてでございますけれども、これもコロナ交付金2次の要望ということで、地域整備事業にて計画をいたしました。事業の目的としましては、伐採作業及び倒木により生じた処分の必要な草木を村内で処分並びに再利用できるよう設備の整備を行うことを目的として破碎機の購入を計画したところでございますけども、当然、メリットとしましては海岸漂着物の流木の処理、それから災害時に発生する倒木の処理、そしてまた公共施設の管理上の伐採木等の処理ができるということで、メリットとしては十分考えておるところでありましたけれども、どうしても、粉碎機によって木材を粉碎した後ですね、チップ材の再利用の計画がなかなか確立できないということもありまして、今回、減額をしたところです。その中で、いろいろ検討したんですけども、その機会の維持管理費、それは修繕費であったり、それはまた今稼働しているところからの聞き取りなどの費用とか、そういうのもかなり見込まれている中で、今回の購入を減額したところでございます。以上です。

○5番（肥後充浩君）

確かに維持管理費とか、そういったのは購入当初から分かっていることですので、それもクリア、全体的にしての我々もゴーサインを出したつもりだったんですけども、ここでそしたらまた、来年度以降もそういったのを買う予定を立てるのか。世界自然遺産になりますと、やはり美化とか、そういったのも絶対必要になります。当初はこれを堆肥の原材料とするということでもお答えをもらっていたつもりなんですが、やはり、その辺ももう全てゼロにして、堆肥は全て吉仁屋からそれを買うという形になるんですか。

○建設課長（高田浩志君）

はい、お答えします。今のところ、その粉碎機を購入する計画はありませんが、令和2年度に先ほど村長からの施政方針の中で、奄美大島におけるバイオマス資源の調査が令和2年度に実施されているところでございます。また、県のほうもですね、その再生エネルギーについて小水力発電や、またバイオマス発電の導入を活性化させるための検討、県と市町村と連携したエネルギーを地産地消するまちづくりなどに取り組んでいくという中で、今現在、令和2年度にバイオマス資源の調査をした中で、宇検村内の黒糖焼酎の廃液、それから家畜糞尿、それからマグロ解体の残渣、それから生

ごみですね、そういうのをバイオマスモデルとして、そういう肥料を作っていくという、そういう取り組みをしていこうという中で、どうしてもこのチップの材を、チップ材をその中の原料としては、ちょっと見込まれないというのもあります、今後の堆肥の生産の中で、どうしてもチップ材がその中に組み込まないのがあります、今回、このような形で減額、粉碎機の購入を見送ったということでございます。以上です。

#### ○5番（肥後充浩君）

分かりました。しかし、バイオマスは去年からだけでなく、前からその計画が持ち上がっていて、実際に何で原料としてバイオマスを作っているのかという、それも今、計画中だとは思うんですけども、本村にやはりそれは設置とか、そういったのは可能ということなんですか。

#### ○企画観光課長（辰島月美君）

このバイオマスに関しては、脱炭素社会という国の動き、そして県の動きとともに宇検村もちょっと取り組んでいかないといけない部分だと思います。令和2年度には、実際に宇検村のエネルギーとなり得る資源の調査が行われまして、先ほど建設課長のほうからあったマグロの残渣であったりとか、黒糖焼酎の廃液であったりとか、そういうのがかなりエネルギーになるということで、調査はもう済んでおります。来年度は、またそれにかかる民間の方、拓洋さんだったりとか、奄美大島開運酒造さんだったり、九州電力であったり、そういう方々と一緒に検討会を、協議会を作つて進めていく予定になっています。県も国のように離島のエネルギー再生、新たなエネルギーづくりという、そういうふうな事業で何か申請をしているみたいなんですけども、県の取り組みで宇検村をモデル地区とするのか、宇検村がモデル地区として国に申請するのか、その方向性はまだ検討はされていないんですけども、そういうふうにして令和3年度はバイオマスエネルギーという観点から、取り組んでいく方針とはなっています。

#### ○5番（肥後充浩君）

分かりました。それで、やはり最初に建設課長が言ったように、災害で出ている倒木、それから海から出る流れ漂流物、そういうものと、それから各集落から出る、清掃のときに出るごみ、木くずですかね、枝とか、それから各農家が畑を管理するときに切った枝とか、そういうものの、やはり受け入れ先としても、村として何か考えないと世界自然遺産なんかで、今日の新聞にもありましたように、ちょっとしたミカンの木の枝をそこで燃やすことができないもんだから、山に行って捨てるということが、もう不法投棄ですので、そういうことがやはり小さな畑の中では燃やすことはできません。また、脱炭素ということで、温暖化、地球温暖化の傾向も、そういうのも少しでも宇検村でも抑えられればいいのかなあと思っていますので、その辺の対策も、どういったふうに考えているのか、これの小型化的なものでも、やはり村が対応して、そういうのを受け入れて、伐採をしてチップにして、それを長い目で見て、そのチップがまた堆肥になるような、そういう長い構想も必要じゃないかと思っています。でないと、今現在、あちこちに、さっきも言いましたけども、抜根が山積みにされたり、海から上がって来た漂流物がその辺に山積みされて置いてあ

ったりというような形にもなっていますので、やはりその辺も長期的に考えて行ってほしいと思いますので、村長、その辺、一言お願いします。

○村長（元山公知君）

はい、議員のおっしゃるとおりでございまして、これを粉碎機を購入をしないと決めたときには、やはり今、議員がおっしゃった抜根等、いろいろな農地、またいろいろ建設のときに出でてくる木材等ですね、それをどうするかというものの協議も同時に進めているところであります、そこはやっぱりしっかりと村民の方々が、安心して、例えばその処理に掛かる費用等を軽減できる等、そういうのを考えてやっていきたいと思っております。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑。

○6番（吉永常明君）

補正予算の前に、村長にちょっとお伺いしたいんだけど、先の3年の当初予算のときに、金額は合うとったんだけど、増額が村長、1.6%とおっしゃったと思うんだけど、訂正で1.7%になっていると思うんだけど、どっちが正解なのかなと思って。

○総務課長（原田俊昭君）

1.66%ということで、四捨五入で1.7というふうになっています。以上です。

○6番（吉永常明君）

そしたら、補正予算のほうに質問させていただきます。先の粉碎機の減額、2,800幾らのこの今後の、どのような方向に使っていかれるのかというのを説明と、18節の負担金及び交付金のところ、宇検村観光魅力再発見事業の第2弾がマイナスになって、それがそっくりそのまま負担金になっているんですけど、その次のページの第3弾はそのまま補助金になっているんですけど、その説明をお願いします。

○企画観光課長（辰島月美君）

まず、粉碎機の減額の分なですけども、このコロナウイルス感染症の交付金を全体枠の中で事業を動かしているので、減額になった分は別の事業に充当して、計画を今県のほうに、県を通じて国のほうに提出しているところです。18節の負担金補助のこの組み替えなんですかけども、第2弾というのは宇検村のみではなく、島民向けの新聞広告などでもあると思うんですが、ですから、島民向けのが奄美大島観光物産連盟に委託しているので、補助金でなくて、こちらのほうからはその事業に関しては負担金として支払わないということで、補助金で組んでいた予算を負担金のほうに組みなおしております。第3弾のほうは、今から年が新年度に執行していくんですけども、村民向けということで、ちょっと第1弾とは内容はちょっと変更する予定にはしておりますが、今要綱を作成中ですけども、これは補助金、村民に対しての補助金、事業所に対しての補助金という形で執行していきたいと思っています。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○5番（肥後充浩君）

21ページの5、2、7、7款の171万の減額なっていますけども、これは事業をする、これは枯損木の松くい虫とか、そういったものの処理費用だと思うんですけども、そういった対象する松とか、そういったのがなかったから落ちたのか、それとも国・県が金がなくて落としたのか、その辺をお聞きします。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、お答えします。枯損木の伐倒の除去及び松の薬剤樹幹注入の減についてですが、現場は赤土山伐倒等除去は、赤土山のほうで41本行っておりまして、21リュウベとなっています。それとあと、樹幹注入のほうが湯湾から田検小学校に行く間の歩道の上の松のほうに14本の薬剤注入をしております。これは要望等、現場のそういう伐倒とかがなかったから減額しているわけであります。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

○3番（保池穂好君）

すみません、この予算書にはちょっと載っていないんですけど、以前、グリーンスローモビリティの進捗状況を聞いたんですけど、今年度になんでしょう、ちゃんとここに届くかどうか、ちょっと聞きたいんですけど、お願いします。

○企画観光課長（辰島月美君）

グリーンスローモビリティに関しては、事業の執行が奄振のほうに変更になって、当初は国のはうの国交省の 補助申請ということで2分の1だったんですけども、60%補助の奄振のほうに変更した関係で、執行が若干ずれ込んでおります。しかし、多目的観光施設ができて、そこを発着予定にしているもんですから、その施設が完成する4カ月ぐらいまでには納入し、実証実験を行って本格運行は、その落成と同時に開始するという計画で、今動いております。

○3番（保池穂好君）

今年度内にはこっちに来ないということですかね。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい、今年度中には、入札は公募式で行うんですけども、その業者さんに受注、発注ということで、契約を結んだ後に、その車両を造る、納車までには4カ月かかるということですので、計画的、うまくいって7月、8月ぐらいになるかと思います。

○3番（保池穂好君）

すみません、それであったら、この明許縫越のほうにその事業が載らないといけないのかなあとちょっと思ったんですけど、その点はどうなんですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

今回の補正で明許繰越の計算書が載っているかと思いますけれども、グリーンスローモビリティは奄振事業に変更になったので、この多目的観光施設事業の付帯工事ということで、そこのほうの金額に含まれております。金額が来年度に繰り越されるということになっています。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第9号、令和2年度宇検村一般会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第9号、令和2年度宇検村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

### △ 日程第16 議案第10号 令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第16、議案第10号、令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第10号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第10号は、令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算から49万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3億224万5,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第10号、令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第10号、令和2年度宇検村国保事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

### △ 日程第17 議案第11号 令和2年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第17、議案第11号、令和2年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第11号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第11号は、令和2年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算に40万円を追加し、歳入歳出予算総額にそれぞれ8,152万円とするため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第11号、令和2年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第11号、令和2年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

### △ 日程第18 議案第12号 令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第18、議案第12号、令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第12号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第12号は、令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算の説明書内容を変更し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億4,02万9,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第12号、令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第12号、令和2年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 議案第13号 令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第19、議案第13号、令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題いたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第13号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第13号は、令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算から1,036万6,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億3,549万6,000円とするため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第13号、令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第13号、令和2年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

### △ 日程第20 議案第14号 令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第20、議案第14号、令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第14号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第14号は、令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算から367万1,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億8,282万3,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第14号、令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第14号、令和2年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

### △日程第21 議案第15号 令和2年度宇検後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第21、議案第15号、令和2年度宇検後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第15号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第15号は、令和2年度宇検後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてですが、規定の予算から45万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3,815万7,000円とするため議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第15号、令和2年度宇検後期高齢者医療事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第15号、令和2年度宇検後期高齢者医療事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第22 議案第27号 工事請負変更契約、道路交付金字検船越線（2工区）について

○議長（杉浦治俊君）

日程第22、議案第27号、工事請負変更契約、道路交付金字検船越線（2工区）についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、3番、保池穂好君の退場を求めます。

[保池穂好議員退場]

○議長（杉浦治俊君）

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第27号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第27号は、工事請負変更契約についてですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、道路交付金工事宇検船越線（2工区）の請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号、工事請負変更契約、道路交付金宇検船越線（2工区）についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第27号、工事請負変更契約、道路交付金宇検船越線（2工区）については、原案のとおり可決されました。

### △ 日程第23 議案第28号 工事請負変更契約 社会資本整備総合交付金湯湾大橋線道路改良工事（2工区）について

○議長（杉浦治俊君）

日程第23、議案第28号、工事請負変更契約、社会資本整備総合交付金湯湾大橋線道路改良工事（2工区）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第28号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第28号は、工事請負変更契約についてですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、社会資本整備総合交付金湯湾大橋線道路改良工事（2工区）の請負変更契約を締結したいので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明を終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第28号、工事請負変更契約、社会資本整備総合交付金湯湾大橋線道路改良工事（2工区）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第28号、工事請負変更契約、社会資本整備総合交付金湯湾大橋線道路改良工事（2工区）については、原案のとおり可決されました。

これで、本日に日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

散会 午前11時37分

令和 3 年第 1 回宇検村議会定例会

第 2 日

令和 3 年 3 月 8 日

令和3年第1回宇検村議会定例会会議録  
令和3年3月8日（月曜日）午前9時30分開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問

1番 倉本 富夫 議員  
5番 肥後 充浩 議員  
6番 吉永 常明 議員  
3番 保池 穂好 議員

○散会の宣言

1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	倉本富夫君	2番	壽山新太郎君
3番	保池穂好君	4番	海原隆家君
5番	肥後充浩君	6番	吉永常明君
7番	喜島孝行君	8番	杉浦治俊君

1. 欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 松井 学君 書記 楠田綾香君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村長	元山公知君	会計課長	小松洋仁君
副村長	植田稔君	教育委員会事務局長	松元五月君
教育長	村野巳代治君	建設課長	高田浩志君
総務課長	原田俊昭君	住民税務課長	柳百々代君
保健福祉課長	栄光男君	産業振興課長	栄平四郎君
企画観光課長	辰島月美君		

## △ 開 会 午前9時30分

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

皆さん、おはようございます。これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

## △ 日程第1 一般質問

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許します。

○1番（倉本富夫君）

皆さん、おはようございます。今年最初の一般質問に先立ち、所見を述べさせていただきます。

去年は新型コロナウイルスで、村や集落行事をはじめ、様々な団体のイベントが中止となりました。今年からワクチン接種が順次始まります。収束に向け気を抜かずに、これまで同様、手洗い、うがいをしっかりと行い、感染症対策をやっていきましょう。また、ミカンコミバエが村内の誘策トラップで確認されましたが、関係各所の連携により初動で発生を抑えられ、農家住民やタンカンを中心待ちしていた皆さんも、ほっと一安心したことでしょう。昨日、今年度の施政方針を述べされました。宇検村の発展に向け、行政と議会が論議し、より良い宇検村を着実に実現させていきましょう。

それでは、通告に従い質問いたします。

一つ目に、産業振興について。昨年に干拓黒糖工場隣りの村有地を伐採整地していますが、その後にこれといった動きが見られませんが、今後、どういった活用方法を検討しているのか、お伺いしたいです。

二つ目に、地域施設について。以前、質問にも出ていましたが、名柄校区の旧保育所跡地の利活用はどのように考えているのか、お伺いしたいです。

三つ目は、村花ハイビスカスについてです。2019年7月19日に湯湾岳に植樹されていた823本のハイビスカスを伐採しましたが、村花はこのままでいいのか。また、ハイビスカス植樹など、今後、計画があるのかをお伺いしたいです。

これより先は通告席より再質問させていただきます。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの倉本富夫君の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

皆様、おはようございます。それでは、倉本議員のご質問にお答えいたします。

まず、産業振興についての干拓黒糖工場隣りの村有地の活用方法はとのご質問ですが、昨年6月に黒糖工場隣りの村有地の伐採作業を行い、雑種地の一部を試験圃場としてビニールハウスの整備及び露地栽培品目の検討を行っております。今後、村有地の活用については、各課で協議をしながら計画的な活用ができるように進めていきたいと思っております。

次に、地域施設の名柄校区の旧保育所跡地の今後の活用は検討しているのかとのご質問ですが、名柄集落の旧保育所跡地利用については、昨年6月議会で同様のご質問があり、跡地利用はまだ決まっておりませんが、集落内にあり、海にも近いので農林水産業育成で地域活性化のために利活用を検討していくと答弁しております。跡地利用として、現段階でも決定しているわけではありませんが、可能性として、海水を利用して陸上でのウニの種苗生産及び親ウニ育成の実証実験を行っている瀬戸内町漁協の視察を行いましたが、具体的な段階には至っていないので、その他の分野にも可能性を求めて情報収集を継続してまいります。

いずれにしても、建物は建設から47年が経過しており、目視で確認した範囲でも建物内外にコンクリートの爆裂が見られますので、利活用を進めていく際には、安全な施設として地域で理解され親しまれるよう、前もって住民への説明を行い、決定していきたいと考えております。

次に、村花ハイビスカスについての1点目、宇検村の村花ハイビスカスは外来種で、湯湾岳の823本を伐採したが、村花はこのままでよいのかとのご質問ですが、昭和61年に村花に指定されたハイビスカスは、その鮮やかな色と年間を通して開花する南国の元気なイメージで、村民からも観光客からも愛されております。外来種ということで、世界自然遺産登録を目指す中、IUCNの調査に入る前に環境省の要請を受けて伐採を行いましたが、奄美大島に生息する在来植物などに悪影響を及ぼす植物ではなく、村花であるハイビスカス変更する考えはございません。

次に、2点目のハイビスカス植樹などは、今後、計画にあるのかとのご質問ですが、今後の植樹についてですが、宇検村での取り組みとして計画はありません。国立公園特別地域内などは規制があり、簡単に植樹できない状況でありますが、庭先や生活圏内で今後も花が彩る村づくりができればと考えております。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○1番（倉本富夫君）

まず、産業振興についての村有地の活用方法のことなんんですけど、ビニールハウスの整備及び露地栽培品目の検討を行っていますと言われましたけど、ビニールハウスとか露地栽培、いつぐらいから始めるのかなというのを、ちょっとお聞きしたいです。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、お答えします。去年の6月から干拓地の伐採を行ったわけなんですが、まず去年、鳥獣、シシが干拓で多く出たということを農家の方に聞いて、伐採を行いました。それで、産業振興課としては、今年、ビニールハウスを計画しておりましたので、それを試験、村でどういう植物とか、野

菜とか、いいのかを検討しております。そのビニールハウスの建てる時期なんですが、現在、土地を排水をよくするために上げておりますし、今月中には建てる予定になっております。以上です。

○1番（倉本富夫君）

せっかく空けた土地なんで、やっぱりなるべく早く活用をしてもらいたいなあと思います。露地のやつ、露地栽培品目ですね、施政方針にもありましたが、苗ものとかを販売したいと言われていました。なので、その露地のほうも早めに開墾とか、そういう排水とか、水道もでしょうし、早めにしてもらいたいなあと、早めにやってもらいたいなあと思います。

次に、地域振興、地域施設のほうなんですけど、まだ決まってないということでしたが、名柄集落のほうで隣りでゲートボールをやっているんですよ。集落の人から、トイレがあそこはないので、トイレだけでもちょっと活用できないかなというような話もあったんですけど、どうですかね。

○総務課長（原田俊昭君）

はい、お答えいたします。この名柄の施設は建設から47年経っております。それで、利活用ということで足を運んで調査をしたんですけども、建物の内部、外部、爆裂が見られてですね、どうしても利用するとなると危険を伴う、安全性という面ですね、利用は難しいんじゃないかと判断しております。いろんな利用を含めて、何か利用する場合、財政的な負担ですね、軽減が、その施設を利用することによって負担の軽減が図られるんだったら、それを進めていけばいいんですが、そういうところで、今、迷っているというか、判断しかねているところなんですけれども、そういう意味で、トイレの一部だけとかですね、そういった面に関しても人が出入りするということになりますので、安全面でその部分だけの利用というのも難しいんじゃないかと考えます。

○1番（倉本富夫君）

安全面のことを考えれば、そうかもしれないんで、結構、自分もちょっと中のほうを見たんですけど、コンクリート壁が剥がれたり、天井が剥がれたりしたんで、これ、このまままた置いておいたら、そのまま腐って、もっと使えない状況になるので、なるべく早く使えるようにしてもらいたいなと思います。ほかにまた活用方法をいろいろ村長も言いましたが、海産物とか、あとジビエ工場とかも、自分はありかなとは思っているんです。いろいろジビエのほうも調べたんですけど、保健所のくくりとか、そういうのも結構厳しいんで、行政がやるのはちょっと難しいかも知れないんで、その場所を提供して、第三者とかにやってもらうようなことも考えてみていただきたいです。

次、村花のハイビスカスについてですけど、村の村花が変えられないという話ですが、奄美湯湾岳にしか咲いていない花とかもあるじゃないですか。アマミアセビとかは代表的なものだと思うんですけど、そういうのも何か一つ加えたりとかいうのはできないですかね。

○企画観光課長（辰島月美君）

村長の答弁にもありましたように、ハイビスカスが与えるイメージというのが、村の象徴という

花ということで、そこは外来種であるからではなくて、この昭和50年頃から長年に渡って宇検村の南国のイメージ、元気なイメージ、そして真っ赤に咲く、年中開花しているという、そういうイメージが宇検村のイメージと捉えているというのが、もう長年に渡って内外、村民をはじめ、また観光客にも与えているイメージだと思います。そういう象徴的なイメージというのが、なかなか変えるには至らないという、今の現状です。

○1番（倉本富夫君）

変える変えないじゃなくて、もう一つ花を増やせないかなとかも思ったりするんですよ。そのアマミアセビとか、きれいな花だったらアマミセイシカとか、自分、好きなんんですけど、そういう花を一つ村花に、もう一つだけ、ハイビスカスと一緒にというのとか、どうですかね。

○企画観光課長（辰島月美君）

宇検村章があつてシンボルマークがあるというように、村花があつて、またそれを宇検を別のイメージで印象を与える大事な部分だとも思います。村花としていうのは、一つ、村花、村鳥、村木というそれぞれの立ち位置がありますので、違う形で希少種であつたりとか、宇検村にしかない、宇検村をイメージするような花というのは、別のパターンでPRができていけたらいいなと考えています。

○1番（倉本富夫君）

ハイビスカスは自分も昔から親しんできている花なので、もう1個増やすというのもできないんだつたら、もう少し、そのハイビスカスをちょっとメインに出してもいいんじゃないかな。昔、ハイビスカスロードって赤土山にありましたけど、そことかに、今あまりちょっと、まばらに咲いているんで、もう少しちょっと、もっと観光客とかにイメージしたいんだつたら、きれいにハイビスカスの道をやっぱ、造って、昔ながらのそのハイビスカスロードを再現していただきたいなと思います。植樹とかにも計画がないということでしたが、村道とか、農道とか、そういう周りに植えていけないかなとか思ってはいるんですよ。そつちは、どうですかね。

○企画観光課長（辰島月美君）

赤土山の辺りのハイビスカスロード、観光客、そして村民が村に帰って来るときの、お帰りなさいのイメージ、とっても大事だと思います。世界自然遺産登録を目前に、ちょっと外来種というか、そういうイメージを払拭するために、湯湾岳公園などもちょっと伐採をするに至ったんすけれども、そういうことが全てかなつて、これからまた村づくりというときには、もちろん村花であるハイビスカスというイメージを前面に出せるように、色とりどりのハイビスカスで皆様をお迎えできるように、そして宇検村が語れるようにということで進めていければと考えています。

○1番（倉本富夫君）

ぜひそうしてもらいたいなあと思います。特定公園特別地域内というのは、外来種というのが植えれない、排除していかないといけないというような感じかもしれません、ほかの県道とか、地域にかかるつてない場所は、ぜひ学校の周りとかでも植樹していってもらいたいなあと思います。

短いですが、これで終わります。

○議長（杉浦治俊君）

これで、1番、倉本富夫君の質問を終わります。

暫時休憩します。開会は10時05分とします。

休憩 午前 9時52分

---

再開 午前10時05分

○議長（杉浦治俊君）

次に、5番、肥後充浩君。

○5番（肥後充浩君）

場内の皆さん、おはようございます。通告に従いまして、一般質問を行うと思いますが、その前に、一言所見を申し上げたいと思います。新年になりました初めての議会であります。村民の皆様にはこの1年が良い年であるとともに、健康で過ごされるように祈念いたします。また、1月に起きました芦検地区の火災に遭われました方々にお見舞いを申し上げます。2月に起きました福島沖の地震に遭われました方々が一日も早く日常生活が行われるようにお祈りいたします。幸いにして、奄美大島においてはこの2・3カ月は発症が確認されておりませんが、まだまだ先の見えない新型コロナウイルスです。旅行や移動がままならず、制限のある日々ですが、村民の皆様においても十分に手洗い、うがい等の予防を行い、感染を未然に防ぎましょう。みんなでコロナウイルスに負けず、健康で早く普段の生活が送れるように頑張っていきたいと思います。

それでは、一般質問に移りたいと思います。

まず、本村の活性化センターについてお聞きいたします。現在の活性化センターの利用状況を教えてください。また、どのような維持管理を行っているのか。また、使用するにはどのように手続が必要なのか、教えてください。

次に、農協倉庫にある冷凍庫の管理状況、利用状況をお教えください。また、利用するにはどのような手続が必要なのか。この施設の今後の利用方法、管理方法はどうするのか、お答えください。

次に、公民館整備についてですが、私は昨年来、公民館の避難所としての緊急性を訴えてきました。村長の施政方針においても、老朽化の激しい公民館から整備を進めていくとおっしゃっていますが、どこの公民館からか明記されていません。ですから、本村内にある今後建て替えなければならない公民館は、何地区あるのか、お教えください。

次に、農業振興についてお聞きいたします。現在、村の奨励品目の5品目の過去3年から5年間の栽培面積の推移と生産額の推移をお教えください。また、ブランド事業はどのような方々が行うのか、どのような形でおこなうのか、お教えください。今後の奨励5品目の目標等をお教えください。

次に、新型コロナウイルスのワクチンの予防接種についてですが、村民の多くの人々が関心を持

っていることだと思います。近頃の報道によりますと、新型コロナウイルスの予防接種が始まりましたが、6月議会のときまでには本村にもワクチンが届いていると思います。村にワクチンが届くのはいつぐらいなのか、国や県の計画はどのようにになっているのか、お教えください。また、本村の今後の計画はどのように計画しているのか、お教えください。

あとは通告席にて再質問したいと思います。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの肥後充浩君の質問に対して、答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

肥後議員のご質問にお答えいたします。

まず、活性化センターについての1点目の現在の活性化センターの利用状況及び維持管理、使用の方法を教えてくださいとのご質問ですが、当該施設は郷土料理の伝承、特産品の開発、加工研究及び食の交流促進を目的として平成21年度に開設し、現在は当初の事業計画に合わせ、特産品の製造販売を目的に、保健所の許可を受けたグループ及び個人が村に申請を行い、施設内の機材を利用して加工品の製造を行っております。コロナ禍以前は施設玄関に用意した利用申請書とホワイトボードへの利用予定の記入により、利用者間の調整を行っておりましたが、現在の利用申請は役場へ電話での申請と調整になっております。今後も利用状況を見ながら、必要な機材等の導入、更新、修繕、研修会の実施など、利用環境の整備を検討してまいります。

次に、2点目の農協倉庫の冷凍庫の利用状況及び維持管理、使用の方法を教えてくださいとのご質問ですが、令和2年度の利用状況ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、水産物を輸送する飛行機がストップし出荷できない状況になっている水産業者が利用いたしました。また、平成21年度に冷凍庫の整備を行い11年が経過し、昨年、維持管理として台風等の停電時に対応ができるよう、外部より電源供給する配線の改良を行っております。

使用方法については、基本有償となるため役場産業振興課へ連絡いただき、契約に関する打ち合わせをおこなうことになります。今後も農林水産物を基に、多方面でも利用できる仕組みづくりを検討していきたいと考えております。

次に、公民館整備についての村内で今後建て替え予定の公民館は、何地区あるのかとのご質問ですが、公民館の建て替え予定としては、建築年度と簡易劣化度診断結果を考慮して計画的に建て替えていく考えであります。今年度は宇検集落を防災会館として建て替えを行います。年数と耐震から6年度には屋鈍集落公民館の建て替えを予定しておりますが、その後は5年以上先になりますので、自然災害等の外的要因や急速な劣化など、状況も変わってきますので、はつきり申し上げられません。いずれにしても、建築年数を念頭に、簡易劣化度診断結果と財政状況も含み、その後の様々な要因を考慮しながら計画的に建設していく考えであります。

次に、農業振興についての村奨励の農産物5品目の過去3から5年間の栽培面積及び生産額の推移を教えてくださいとのご質問ですが、毎年、奄美群島農政推進協議会より提出されている資料の奄美

農林水産業の動向を参考したところ、栽培面積に関しては5品目とも横ばいの状況であり、カボチャ、サトウキビに関しては若干の減少傾向であります。生産額については、平成28年産のタンカンはミカンコミバエ種群の侵入により早期収穫となつたことから、生産額がなしとなっておりますが、それ以降に関しては増加傾向になっております。他4品目に関しても増加傾向にあり、生産技術の向上による収量の増加が伺えます。栽培面積が減少傾向にあるサトウキビに関しては、ビレットプランターサトウキビ植付機を令和2年度補助事業にて購入しており、次期作植付けから元気の出る公社に委託し、農家の方々に利用される予定となっております。ビレットプランターの導入により、作業負担の軽減が図られ、生産意欲の向上による面積の増加を見込んでいるところであります。

次に、新型コロナウイルス予防ワクチン接種についての本村において、新型コロナウイルスのワクチン接種時期はいつ頃か、お答えくださいとのご質問ですが、議員の皆様もテレビ及び新聞等でご存じだと思いますが、2月17日から新型コロナウイルスワクチン予防接種を全国医療従事者約470万人を対象に先行接種、4万人実施している状況で5月までに完了する国のワクチン接種スケジュールになっております。現在の状況としては、全国65歳以上、高齢者対象約3,600万人分、新型コロナウイルス予防接種ワクチン配送が4月5日から始まり、4月12日から接種開始予定で、東京、神奈川、大阪、それ以外とワクチンが配送されますが、ワクチン量が50万人分と少なく、高齢者向けワクチンの配送スケジュールでは、全ての市町村に行き渡る量を配送するのは4月26日以降の6月末までに2回目の接種ができるよう配送予定となっております。その後、64歳以下の基礎疾患の方、高齢者施設の職員の方、一般の方となっていますが、国・県からは他国からの契約ワクチン需要量等が確実な情報が確保できていない状態ため、具体的な情報はありません。

宇検村内での現段階の準備状況としましては、まずは医療従事者の方々の先行接種に向けて対象者を県に報告し、接種通知を待っているところであります。また、住民の接種については、宇検診療所医師を中心に新型コロナウイルス予防接種ワクチンがいつ配送されても対応ができる準備を進めており、対象住民の方に対し接種券の発行準備や予約制の導入、診療所の環境整備等、ワクチン接種スケジュールを組み立て、接種対応準備に取り組んでおります。今のところ、スタッフの体制は現在の人員で対応予定ですが、接種が進む中で、今の人員で対応が困難になる恐れがある場合は、看護師等の増員も検討しており、住民の方々へのサービス低下が生じることがないよう対応してまいります。以上であります。

#### ○議長（杉浦治俊君）

肥後議員に確認をしたいと思います。通告書の中に観光拠点施設についてということの項目がございましたけど、通告席での発言がございませんでしたので、これをいかがするのかお尋ねをしたいと思いますが。

#### ○5番（肥後充浩君）

これもまた改めてまた質問したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（杉浦治俊君）

じゃあそれは許可します。それでは、村長、元山公知君、答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

引き続き肥後議員のご質問にお答えいたします。

観光拠点施設についての1点目の新設の観光拠点施設の場所、面積を教えてくださいとのご質問ですが、新設される観光拠点施設は湯湾干拓地内のゆいの館に隣接する場所で、延床面積は約130m<sup>2</sup>で計画を進めています。

次に、2点目のうけん市場としての使用面積等を教えてくださいとのご質問ですが、うけん市場としての面積はまだ確定していないところです。新設内にはうけん市場、事務所、村民がくつろげるスペースなどを計画しており、村民が快適に思う空間づくりができるよう検討委員会に諮りながら決定していきたいと考えております。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○5番（肥後充浩君）

ありがとうございます。すみませんでした。1点、観光施設について抜かしておりました。誠に申し訳なかったです。

それでは、再質問ということで改めて。現在、活性化センターの利用状況は、今ここに書いてあるのは、許可を受けたグループ及び個人が村に申請を行いとなっていますけれども、そのグループは何グループぐらいあって、月の使用はどれぐらいの頻度であるのか、そこを教えてください。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

お答えします。活性化センターのゆいの館のホールの利用状況になりますが、23のグループ団体が利用しております、1年間で77回、うち公用の利用が60回となっております。それと、活性化センターゆいの館の加工室の利用状況ですが、6グループで74回使用しております。大体月平均で確実な数字ではありませんが、月平均で3から4回の使用になるかと思います。以上です。

○5番（肥後充浩君）

今、答えもらいましたけれども、加工室、多分、その使用料の規定とか、そういったものは設置、ちゃんとされていますか。例えばガス代とか電気代、それからクーラー代、それは確か、元気の出る館を借りたときにはちゃんと規定があって、その中でクーラーを使う場合には1時間幾らだとか、そういうのがありますけれども、このグループに関しては、そういった使用料とか、そういったのは取っているんですか、規約がなければ、規定がなければ、どういったふうにその収入源として取っているのか、その辺をお聞きします。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、お答えします。ゆいの館の施行規則を平成21年4月1日に作成してありました。使用料の減免ということで、村またはその他の行政機関が公用または公共用で使用するとき、また2点目に村内

の公的団体が研修等で使用するとき、前項に掲げるもののほか村長が特に認めるときと三つ、減免の要綱があります。ですが、使用料として決められていた金額なんですが、1時間当たりとか、半日当たり、1日当たりというのが決められておりまして、特産品研修室が1時間当たり400円、工芸室が200円、これがホールになりますね、工芸室というのが。半日使うと特産品研究室が1,600円、工芸体験室は500円、また1日使うと特産品研究室は3,200円の工芸体験室が1,000円となっています。今のところ徴収の実績はございません。

#### ○5番（肥後充浩君）

ということは、今、実際に使いっぱなしという形になっていると思います。ですので、やはりその辺はしっかりと役場が管理するんでしたら役場で徴収するなり、いろんな方法があると思いますので、ぜひその辺は、やっぱり村のものを使って、その方々も各グループも、販売とか、そういうのをしているはずですので、やはりその辺はしっかりと考慮して、役場としても対応してもらいたいと思います。その中には、やはり指定管理者制度とか、そういうのも必要になってくると思いますので、これから先出ます観光拠点の施設全体を合わせても、合わせた形での指定管理者とか、そういうのをして、しっかりとやはり運営は、誰が来ても借りられる、その辺は指定管理者に任せるべきでしょうけども、その辺をやっぱり役場としても4月以降、1年かけてでもいいですで、指定管理者制度をやはりちゃんと作って、役場が管理するなり、どこにするのもいいでしょうけども、その施設があるからそこで商売できる方もいらっしゃいますし、また簡単に瀬戸内物産館等は、簡単に申請してタンカンジュースとか、そういうのも作れて、ちゃんとまたその中に規定書も作って、指定管理者制度を取っています。ですので、村としてもやはりそういうところは見習って、悪いところは削除すればいいですから、村に合ったやっぱり指定管理者制度のほうを取ってほしいと思います。

中にあるキャス、キャスって一言で言いますけれども、冷凍庫、冷凍にする冷蔵庫、副振動施設と前は呼んでいたんですけども、それが稼働されなくなつて10年なります。ですので、もうそろそろ撤去するなり、それともあれを活用するなりの方法を取つて、あの空間も利用するようなことをしたら、またほかの施設等も、冷蔵庫とか、そういうのも置けるだらうし、その辺の考え方を持っていないですか。

#### ○村長（元山公知君）

議員のおっしゃるとおり、キャスを導入しまして、もう年数が経っております。やはりあのキャスを修理、以前修理させるとなつたときに、500万ほどかかるということで、なかなかその500万でそれを修理したところ、その費用対効果としてどうなのかということも考えもありまして、今、府内でですね、協議しているところであります。それをまた、例えば、専門の業者に頼むとそれぐらいかかるかもだけど、もし、村内、また島内の電気屋さん、専門の方々が見るとどうかなという、また金額もそれもしかしたら安く出てくるんじゃないかなと思いながら、そういうふうな考え方もしまして、後々はまた議員のおっしゃるとおり、しっかりとどのようにしていくのか、処分に

するのか、それとも活用していくのかというのを、今年度中にはしっかりと決めたいと思っております。

○5番（肥後充浩君）

あの機械に関しては、私がまだ現職時代にいたもんですから、契約書の中に、あれは知的財産になっていますので、そう簡単には手はつけられないと思います。ですので、その辺はやはり契約書の中を読んで、気をつけて行わないと、逆に訴えられてしまうことがありますので、知的財産というのはなかなか、その業者しかできないようなことに、確かに契約書にはなっていたんじゃないかなと、私は思っていますので、その辺をやはりもう一回、契約書を見ながら、そのキャスの会社との連絡を取りながらしないと、知的財産というのは特許みたいなものですから、それに手を加えるということはなかなかできないんじゃないかなと、私は思っています。その辺は気をつけて行政としても対応してもらいたいと思います。

次に、農協のその倉庫、冷凍庫の現在の使用状況としては、ストップしているということですけども、今後、どのように利用したいのか。私が思うには、公募して、大島群島全体でも、あれだけの施設ですので、公募などかけて、それを利用しないかというようなことをしてもいいんじゃないかなと思っているんですけども、村内で使いたいという方々がいらっしゃいましたら、その方々にもぜひ広く、みんなにこんなのがあるよと教えて、そしてこれはこういう効能があるんだというのを教えながら、募集等をかけたらどうでしょうか。今はもう電気代とか、そういったのも村がただで、村が払っている状況でしょうか。そこをちょっとお尋ねします。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、お答えします。電気代については、村のほうで支払をしております。3年前から比べてみると、使用料がなかったのもあると思いますが、だんだん10万ぐらいずつ下がってはきていました。現在、稼働している状況ではありますが、一番電気代がネックになっていたと思いますので、今、10年経過しまして、国の検査とかもあるかとは思いますが、一応試しということで、電源を切ったり、冷蔵庫だけをつけたり、冷凍庫だけをつけたりとして、できるだけ村に負担がかからないように、電気代がかからないように努力してやっているところです。また、施設を利用する方がいらしたら、月の電気代を算出しまして、契約をしてお貸ししたいと思っているところであります。以上です。

○5番（肥後充浩君）

それはもうそうしてほしいです。早急にやはり方針を決めて、これを使うのか。いえば、キャスと連動した施設だったりするので、キャスともどもどうするのかというのを検討して、その使い道、せっかくあれだけのものがありますので、ぜひその辺は早めに検討をお願いしたいと思います。

先ほど村長の答弁の中で、施設内の機材の導入、更新とかいうのがありましたけれども、やはりその辺はタンカンのジュースの絞り機とか、そういったのが前からあったんですけども、それが使

える状況か使えない状況か、私もちよと把握していませんけども、村民の方々がやっぱりタンカンジュースを作りたいとかいう方も多いです。今年みたいにたくさんタンカンが出た場合には、それがぜひ必要となってきますので、そういうものの機材等、導入というのは、どんな加工品を目的として導入するのか、その辺はまだ決まってないですか。

○産業振興課長（堀 平四郎君）

はい、お答えします。ゆいの館の中の機材ということでよろしいでしょうか。タンカンのジュース絞り機とか、10年前に入れて何度か使っているんですが、頻度が悪くて、頻繁に故障をしている状態であります。ほかの当初入れた施設としては、まだ動いている、動いているというか、使用できる状態になっているところです。そのほか、空調施設等の修理も今から出てくると思いますので、そういう状態です。以上です。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。本当に早急に検討して行ってください。でないと、やはり村の方針がはっきりしないと、我々はまた次も、今どうなっていますかというのが、聞かざるを得ませんので、村民の方には自分なんかでも、申し込んだらすぐ使えるようなやつ、確かに、一つ一つ聞いたら、もう機材だけであそこは溢れてしまうと思いますので、やっぱりそういったこともないように、ある程度線引きしながらも、ぜひ住民が利便性のよくなるような使い勝手のいいゆいの館にしてほしいです。これは要望です。

続いて、観光拠点ですけども、ゆいの館の、私も前から思ってたんですけど、道路が二つある、県道とアクセス道路みたいのがあって駐車場がありますので、そのアクセス道路を潰してしまえば、そこには立派な土地ができて、そこに観光施設、うけん市場ができると私は思っています。普段から年寄りの方が道路を横断して、やっぱり買い物に行きますので、交通事故がないのが不思議なぐらいで、両サイドの車が止まっている、そういう中で年を取った方々が早く歩けずに、ゆっくりゆっくり歩いているという状況が、何度も目に見えてますので、ぜひそれは早めに、もう2年越しの予算ですので、うけん市場の、まだ面積が決まってないというんですけども、やはり主としてはうけん市場なのか、それとも観光施設としての施設が主なのか、その辺はどうですか。

○企画観光課長（辰島月美君）

この建物のコンセプトは、観光客、村民、両方であります。村民が快適に過ごせる、日常を過ごせるその空間に来訪者が来て、村民の生活を楽しむというコンセプトで、村民向けというのに重きを持って建設を検討しております。

○5番（肥後充浩君）

分かりました。ぜひ3分の2ぐらいはうけん市場の機能をそのまま持たせて、あの3分の1に観光的なものを持ってもらったら、そこの中には、やはりトイレもある、椅子でも、みんなが寄り集まるような観光施設にしてほしいと思います。そこでやはり、ゆいの館と一緒に、その辺ももうあそこも10年以上経ちます。独立採算性も問われていいんじゃないかと思うような時期で、年収も割

と上がっているという話は聞いています。ですので、その辺もやはり、指定管理者を置くなり、それか役場からの出向を置いて、それをまたその出向というのが協力隊員とか、そういった方々の知恵を借りながら、そういった方々が、またその中の指定管理者になってくれれば、また別の面の方から見方で、また新しいうけん市場のいきかたもできるんじゃないかと思っていますので、その辺もまたぜひ検討をお願いしたいと思います。

それと併せて、あそこにあの辺を、まあいえば、フォレストポリスみたいに、全体の名称をつけたらどうかなあと思っているんです。元気の出る館がある、宿泊所もある、やすらぎの湯もある、そして活性化センターの中では物も作ってそこで販売もする、うけん市場もある。だから、あそこ全体のところの地区名をつけたら、公募でもしてつけたら、バスが今から、グリーン電気自動車なんかが通るんですけども、そこのバス停には新しく作った名称を、全体の名称を入れたら、みんなも定着したら、屋鈍の人も宇検の人も、言えば、やけうちの里に行こうというような形の名称づくり、まあいえば三太郎の里、フォレストポリス、そういったのがありますから、そういった名称づくりをしたらどうでしょうか。そういった考え方はないですか。

#### ○企画観光課長（辰島月美君）

はい、とても大事だと思います。まだ新しい観光施設の名前も、もちろんまだ公募もしていませんし、できてはいないところなんですけれども、本当に立地条件が良くて、うけん市場の機能も持つ、観光拠点にもなる、そして宿泊所もありますし、食堂もあるということで、その一帯のイメージを持つ名前であったり、名称であったりというのは、とても大事なことだと思いますので、全体のコンセプトをどういうふうにそこをPRしていくか、どういうモチベーションでみんなが利用するかというのを、全て鑑みながら、皆さんから公募をかけるなり、また有識者で話をもっていきながら、イメージづくりというのを大事にしながら、名称をもっていきたいと思います。

#### ○5番（肥後充浩君）

ぜひそういうふうにしてもらいたいと思います。笠利で言えば太陽丘と言ったら、あそこ全体を指しますので、体育館もあるし、陸上競技場もある。だからやっぱりそういったみんなに親しまれる名称づくりをして、あそこに行こうとなったときに、ああ、あそこだなとイメージができるような、全体的な名称づくりをぜひお願いしたいと思います。

次に、公民館整備ですけども、6年度には屋鈍集落となっていますけども、あと何件ぐらい予定をされているんですか、建て替えは。

#### ○総務課長（原田俊昭君）

はい、お答えいたします。この6年度の屋鈍の後もですね、順次、計画においては2年空けて建てていくということで、もうずっと、全集落の公民館、計画的に2年空けて建てていく計画を作成しております。ですが、こちらに答弁にあるとおり、いろんな5年以上、6年経っていきますと状況が変わってくるので、その順番の変更とかも出てくると思います。ですから、ここではお答えできませんが、計画は2年を空けて建てていく計画を立てております。

○5番（肥後充浩君）

なぜ2年なんですか。

○総務課長（原田俊昭君）

はい、お答えいたします。まず、屋鈍を6年度に建てる計画をしておりますが、計画としましては、その後、共同調理場とかが入ってくる予定になっています。そしたら、どうしてもその年数空くという考え方であります。はつきり2年というわけではございませんが、とにかく施設の建設が重ならないようにという考えをもって進めていく予定であります。

○5番（肥後充浩君）

この建て替えの計画を立てたときに、調査を行ったはずです。ですので、その調査をしたときに、多分、劣化とか、そういうものの耐用年数とか、そういうものの順番は決められているはずですよ。ですので、ここである程度、今度は6年、後3年後ですよね、今、令和3年ですから。だからやはり、年寄りたちは毎年そこに避難しなければいけないわけですよ。ですので、やはりこういったのは迅速に行ってやらないと、安心してその中で避難ができない。そのためには、やはり部連集落の公民館もあるでしょう。ですので、できたらもう今年は宇検が決まってたら、その次は屋鈍、その次は、私は順番はちょっと教えてもらってないので、順番はどういう順番か分かりませんけど、あと残されている建て替えなければならない公民館数は4地区ぐらいだと、私は思っているんですよ、早急に建て替えなければならない。だったら、それは年次ごとに次々、防災のためにもやったほうがいいんじゃないかと。我々はまだ逃げられるからいいんですけど、やはりここは防災施設ですので、公民館というのはみんなが逃げ込んで来るところですので、やはりそれを加齢とか、建築がこうして2年、じゃあ、宇検も後でいいんじやなかつたかというような、あと討論にもなりますので、そうじやなくて、やはり3年には宇検、4年にはここ、5年にはここということで、それをやはり早急に検討してもらえませんか。

○総務課長（原田俊昭君）

はい、お答えいたします。この公民館建設、とにかく年次的に建て替えていく考えはあるんですが、診療所の建設、あと共同調理場の建設とかありますので、とにかく施設の建設が重ならないように、公民館の建て替えも進めていきたいと思っております。

○5番（肥後充浩君）

じゃあ、危ない公民館に住民を避難させて、やっぱり役場は言っているのと同じだと思うんですけども、早急に建て替えなければならないという数字が出ている以上は、それはそれでいいですかね、村長。

○村長（元山公知君）

はい、お答えいたします。肥後議員、危ないところに避難させようとか、そういうことじゃなくてですね、今、最大限のその施設の、公民館等の防災、必要最低限というか、しっかりととした安全を確保できるということまでは持って行きながら、順次に建設をしていきたい。やはり、年次的に

と言つても、やはり、お金と命という話になつたら、やっぱり命が大事なんですが、財政もやっぱり考えないといけないことがありますので、その計画の中で2年後ということで、今計画を立てているところです。

○5番（肥後充浩君）

ですので、そこをやはり早めに建て替えの計画をお願いしたいということなんですよ。あと2件造るのには、あと4年、6年となつてしまふ可能性もあるわけですよね。調理場ができる、そしたらまたあと2年後にまたしよう。そうなると診療所がある。だったらまたその2年後にしようということは6年から8年後に、ここにある屋鈍公民館以外は、なる予定になつてしまうわけです。そうじやなくて、やはり年次ごとにどうにか、財政もありますけども、その財政は村民もみんなそういったことに金を使うんだったら了解してもらえると思うんですけども、その辺はやはり、もう一度考えてもらえませんか。

○総務課長（原田俊昭君）

はい、お答えいたします。今の計画においても、途中途中で診療所とか、共同調理場とか入って来ますけど、全く何も建設しないという年はございませんで、とにかく早め早めでこの公民館の建設、特に劣化度診断とか、いろんなそういう建築年次と劣化度診断ですが、それを考慮して建て替えていく計画をしております。

○5番（肥後充浩君）

診断をしたときに、優先順位等が出ているはずですので、それはなるべく早く公表して、もう必要じゃないところもあるだろうし、そのときは一覧表となって、多分出てくるはずです。それで、優先順位をつけているはずですので、その診断結果はもう出ているわけですから、その都度都度じやなくて、もう診断をした時点では出ていますので、ぜひそれはもう早急に対処して、早めにみんなが安心して避難できるような場所づくりを早急にお願いしたいと思います。また、これも4月以降、人事異動等、そういったのがあるはずですので、また改めて6月議会でも、また聞きたいなあとは思っておりますので、よろしくお願ひします。

それと農業振興ですけども、5品目上げていますけども、生産目標的なのが上がってないんですけども、やはり、村が奨励するからにはある程度の生産目標、面積だったり、金額だったりするのが普通じゃないかと思っております。それで、今、金額としてはこの5品目の中で、一番どれが生産額が高いですか。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、お答えいたします。5品目、タンカン、マンゴー、パッション、カボチャ、サトウキビとあります、一番生産額として高いのがタンカンになります。以上です。

○5番（肥後充浩君）

今、タンカンとおっしゃいましたけども、確かにタンカンの面積が一番多いと思います。毎年、タンカンの植栽は進んでいると思います。植え替えなのか、それとも新規で植えているのかは、ち

よつと私のほうでも把握はしてないんですけども、タンカン栽培の面積は確かに増えていると思います。ただし、またそれに対して高齢者が増えてきているのも確かで、そのタンカンの木をそのまま放置するような高齢者の方々が出てきているんですけど、その辺の対策は考えていませんか。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、お答えいたします。現在、具体的な対策としてはございませんが、議員のおっしゃるとおり高齢化が進み、樹園地等の管理ができなくなり、どうしようかと心配されている農家の方が、今後、多くなることが予想されます。その樹園地や畠が荒廃する前に、農業委員会や集落の代表者を通して役場担当課へ相談されることを進めております。役場のほうでは地主の方、土地をどうしたらしいのか、貸したいのか借りたいのか、売りたいのか買いたいのか等の情報を聞いた上で、農業委員会や集落営農者、県の農地中間管理機構の協力をもらいながら、高齢者の畠の対策をしていきたいと思っております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

ぜひそういうふうにしてほしいと思います。役場としてなかなか農家の1件1件までは話は聞けないと思います。昔は農業委員会で81調査というのがあります、その81調査を行うがために農業委員会はぜひ農家の隅々まで行って、ここには何が植えられている、ここには何が植えられている、ここはどうなっているというのが把握してきたところですけども、それが法令が変わりまして81調査がなくなってしまったもんですから、多分、私が思うには、この土地はこの人なんかが持っていて、この人は島に子供なんかもいないから、ここは荒れそうなところだなというような、そういうた把握的なものは、はつきりといってできてないと思うんですけども、その辺はできていますか。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、お答えします。農業委員会、農業推進委員の方に協力をもらいながら、できるだけ多くの荒廃地になる前の土地は調べている状況になります。以上です。

○5番（肥後充浩君）

ぜひその数値を活用して、高齢者対策のほうを行ってください。

それと、マンゴーについてなんですが、マンゴーが宇検村に入って来たときには、マンゴーの木自体は10年で植え替えだという話が、当初はあったんですけども、そのマンゴーの苗の植え替えとか、そういうのは必要が、今あるのかどうかというのを把握してないですか。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、申し訳ございませんが、まだ確実なお答えができません。以上です。

○5番（肥後充浩君）

もう、私もちよつと時間がないのであれなんですけども、マンゴーがそういうふうに、10年でだめになるというのは、植えるときの当初で話がありました。それは、農業普及改良所もそういうふうな意見であったので、それはもう10年過ぎていますから、もしそういう農家がいらっしゃいましたら、その苗木の補助、せっかく奨励品目として上げているんですから、そういう農家の意見を

取り上げて、苗木の補助等を、あれ、苗木1本が高いですから、その辺の対策もぜひお願ひしたいんですけど、どうですか。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

即答はできないんですけど、今、苗木の生産についておっしゃられたので、本村では苗木生産ですが、生勝の苗木生産組合によるパッションの苗木については、種苗施設の大きさにより生産される本数が決まりますので、苗木の出荷時期の調整及びコンパクトな苗づくりにより、農家の要望に応えていきたいと思っております。また、野菜の苗についてでも、農家等の意見を取り入れて育苗施設内の可能な本数を生産していきたいと思っております。マンゴーに関してもこのようなことができればいいと考えております。以上です。

○5番（肥後充浩君）

ぜひ補助等も考えてもらって、やはり村が奨励している5品目の中の一つですので、それは農家と相談しながら植え替えるんだったら植え替えるで、贈答品、村の返礼品としても、マンゴーを確か使っていると思いますので、その辺もぜひ考えて対処をお願いしたいと思います。

それと、パッションの棚が露地の棚なんですけれども、10何年前、もっと前ですかね、確かに補助で入れている方が多かったと思います。現在、それがもう錆びてきて、棚としての役目があまりできてないような話も聞かれますので、もし、そういったパッションの棚が補助があるんだったら、また、それも検討してもらって、やはりパッションも奨励品目の一つかつですで、ぜひお願ひしたいと思うんですけども、その辺どうでしょうか。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、お答えします。議員の聞かれていることは、以前、補助で整備した老朽化した棚の補助はできないかということだと思いますが、10年ほど前に棚の補助をしたということは聞いております。組合への補助の場合、耐用年数が来るまでの間に、果樹等を育てながら補修、更新の計画を立てながら使用できることから、同じ場所に同じものの単純更新は、基本的にはできないということになっております。同じ場所でなく、違う場所への作付面積の増加させる計画である場合は、要望農家箇所数等をまとめて、県へ補助事業で採択できるか、村費でまた採択するか、判断していく必要があります。以上です。

○5番（肥後充浩君）

確かに県の補助をもらうとすると、そうやって同じところに二つはできない、補助はできないというのは、確かにそうですけども、宇検村の土地は広くございません。自分の土地がここがあつて、じゃあ、この畑がこれがだめだから、じゃあ、こっちの圃場に補助をくれという、そういったたくさんの土地を持っている方はなかなかいませんので、その辺はやはり、それが何百万もする施設だと、私もこういったふうにお願いしないんですけども、大した金額じゃない、パイプですので、村単でも十分対応が可能な金額ではないかと、2分の1だろうか、3分の1とか、3分の2とか、いろいろ場内での規約を作ってもらって、村単独でもできるということが必要じゃないかと思ってい

ますので、今回、改めてお願ひしたところです。ぜひまた検討して、こういったのが来年でもできるような、できたら今年からでもいいんですけども、確か、1棚10万もしないはずですので、面積にもよりますけど、ぜひお願ひしたいと思います。

次に、新型ワクチンですけども、村は村としての対応は65歳以上の方々の、私は受けます、私は受けませんとかいうのの把握はしているんですか。

○保健福祉課長（栄 光男君）

お答えします。ただいま鹿児島のほうから接種券というのが各市町村に配られております。それに対して、うちのほうは、現在、人口からいければ1,700名が宇検村人口でございます。そして65歳以上が738名いらっしゃいます、そのうち今回から16歳未満の方、子供は接種外になっていますので、もうほとんど対応としては750名弱がなります。実際、高齢者の65歳以上のことなんんですけど、今、実際やっているのが医療関係の接種者、医療関係の方に接種するということで、皆さんも新聞等で見たと思うんですけど、ようやく奄美市と徳之島町に1箱1,000回分が届いた状態でございます。鹿児島県でも医療従事者というのが7万5,000人いらっしゃいます。その中で、奄美群島が4,600弱の医療機関があるんですけど、その辺のままで、それとうちの場合は医療従事者、鹿児島県のほうに報告したのは14名です。消防職員と診療所をまずやって、あと県のほうから施設の決定が来るのをまっている状況ですので、まず、うちの診療所を中心に、うちの課でもいろいろ協議をしている、予約制にしたり、いろいろ一般業務等混合したり、混雑するんじゃないかということでいろいろやっていますので、その辺はスケジュールを組み立てている途中でございます。以上です。

○5番（肥後充浩君）

いろいろありがとうございます。今日の新聞によりますと、基本型接種施設と連携型接種施設というのがありまして、連携型は20カ所ということになっているんですけども、この20カ所の中に宇検村は入っているんですか。

○保健福祉課長（栄 光男君）

うちのほうの宇検診療所のほうは、一応、3月の末に、皆さん、よく新聞等で見ているんですけど、超低温冷凍庫、ディープフリーザーマイナス75度、それが3月の末に届くようになっております。うちのほうは65歳以上からそっちのほうで接種するようになっています。以上です。

○5番（肥後充浩君）

すみません、連携型は20カ所となっているんですけども、基本型接種施設というのは基があつて、結局、奄美市なんかのはずです。私も詳しくは知らないんですけど、連携型が20カ所となっているんですけども、これはそこからこうやって、確かに配られるところの施設、打つ施設が20カ所ということで新聞に書いてあると思うんですけども、その中に宇検村が入っているかどうかということを、私は聞いているんです。

○保健福祉課長（栄 光男君）

入っております。

○5番（肥後充浩君）

じゃあ、場所はどこですか。

○保健福祉課長（栄 光男君）

接種場所でいいですか。宇検診療所です。

○5番（肥後充浩君）

まだ今からの段階だと思うんですけども、動けない高齢者の対策とか、それからワクチン、話を聞きますと1本から5回分とか6回分取れると。それが途中で止まったときに、3回しか打たなかつた、あと2回分残っている、じゃあ、その2回分は無駄にしないような、そういう対策も取らないといけないと思うんですけども、その辺の打ち合わせとか、そういうのはいつ頃する予定ですか。

○保健福祉課長（栄 光男君）

この新型コロナウイルス接種体制確保に係る講習かいというのが、各自治体、国のはうが鹿児島県、各市町村、やっているんですけど、先月3回終わって、今月の12日のほうに第4回目の説明会があります。そこで、そういう話し合いができます。以上です。

○5番（肥後充浩君）

やはりこれは早急にしないと、宇検村は65歳以上は738名います。その方々を、やはり一人の医師で打つわけですから、効率的に打たないと、なかなかその方々も全体をクリアできないと思います。そのためには、やはり綿密な計画、阿室校区は何月何日の何時から何時までここで打つよ、動けない方には、その医師が直接行って打つのか。そういうことも、やはりちゃんとしておかないと、いざ、はいワクチンが来ました。はい、500人分来ました。じゃあ、どうするとなったときに、やはり、前もってそれの準備があるのかないのかでは、全然対応と速度が違いますので、多分、遅いところにはワクチンも、じゃあ、そこはまだその分、終わってないから、配布は後だなというようなことにもなると、私は思っていますので、ぜひその辺は村として、1,700名しかいないところで、その中の7百何十名は65歳、その方々の対応というのは、早急にできると思います。ですので、ぜひその辺は、村としても責任を持って早々とお願いしたいと思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（杉浦治俊君）

これで、5番、肥後充浩君の質問を終わります。

暫時休憩します。開会は11時15分とします。

休憩 午前11時05分

---

開会 午前11時15分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、6番、吉永常明君。

## ○6番（吉永常明君）

おはようございます。令和3年第1回定例会にあたり、一言所見を申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通しが見えない中、いよいよワクチン接種が奄美大島で今週から始まる予定になっております。コロナ禍の収束と経済回復は、先の見えない状況が続いていますが、鹿児島県ではここ何日か感染0が続いており、村民の皆さんにおかれましては、今後とも感染予防を徹底し、この難局を乗り越えていきましょう。

それでは、通告に従い、一般質問をいたします。

最初にですが、この定例会初日に村長より施政方針が示されました。その中から、何件か質問をしていきたいと思います。

まず最初に、農業振興についてですが、鳥獣被害の状況を把握しているか、お伺いしたいと思います。そして、その鳥獣被害の具体的な対策について伺いたいと思います。施政方針の中にもありましたように、タンカンの宇検ブランド確立を目指している作業ですが、その進捗状況について伺っていきたいと思います。

次に、交通基盤の整備についてです。私、去年のこの定例会でも同じような質問をさせていただきました。県道曾津港崎線の平田工区の進捗状況と今後の予定について伺っていきたいと思います。

2番目に、村道宇検船越線、屋鈍曾津港崎線の今後の予定についても伺っていきます。

次に、防災についてです。先ほど同僚の議員からも質問がありましたけど、避難所となる公民館の今後の建て替え計画について、お伺いしたいと思います。

次に、コロナ対策についてですが、これも先ほど同僚の議員からありました。本村のコロナワクチンについての接種予定について聞いていきたいと思います。

次に、教育についてですが、今年度よりタブレット授業が始まるかと思います。どのようなふうに進めていくのか、教育長に伺っていきたいと思います。

最後ですけど、育英財団についてですが、今年度より財団を解散して預金にしていく予定というふうに聞いています。その流れについて、今後どのようなふうな形でもっていくのか、伺っていきたいと思います。

あとは通告席にて質問させていただきます。

## ○議長（杉浦治俊君）

ただいまの吉永常明君の質問に対して答弁を求めます。

## ○村長（元山公知君）

吉永議員のご質問にお答えいたします。

まず、施政方針についての1点目の農業振興についての①鳥獣被害状況は把握しているかとの質問ですが、昨年の被害状況としては、3月以降にイノシシによる農作物の掘り起こし及び食害被害が11月頃まで発生しておりました。また、カラスについても果樹等にて、6月頃から次年度の2月頃に

かけて、食害被害等が例年同様発生している状況になります。令和2年度の被害状況につきましては、毎年4月以降に県の主管課のほうへ被害状況報告を行うため、現在調査中であります。

次に、②鳥獣被害の具体策はとのご質問ですが、鳥獣被害対策は、全体的に取り組まないと解決できない事が多く、1、地域における環境整備、2、侵入防止柵等の設置、3、有害鳥獣の捕獲の順序で取り組むことが効果的な対策かと思われます。

また、昨年より行っております鳥獣被害対策実施隊の活動強化や資材費助成事業、侵入防止柵の整備と合わせて、被害軽減に努めていきたいと思います。

次に、③タンカンの宇検ブランド確立の進捗状況はとのご質問ですが、現在、奄美市にありますJAの光センサー選果機に委託選果として通したタンカンに対して、村独自のデザイン段ボール箱を配布しているところであります。5kg箱・10kg箱の2種類を用意し、2月26日現在、5kg箱を482枚、10kg箱を142枚配布いたしました。今後の予定としては、光センサー選果機を通した際の選果手数料の補助、そして選果機を通した品質が良以上のタンカンに対して、1kg当たり100円のブランド確立協力金を助成する計画であります。

次に、2点目の交通基盤の整備についての①県道曾津高崎線の平田工区の進捗状況と今後の予定はとのご質問ですが、初めに事業期間については、当初、平成22年から令和2年度までの予定でしたが、令和5年度完成予定として3年間延伸しております。

全体計画は、延長1,800m、幅員は7.0mのうち、令和3年2月時点で延長が520m完成して、供用済みです。

当初、交通量等の実情を勘案して、1.5車線的道路整備計画にて事業化しましたが、平成28年度に2車線整備に方向転換したので、道路線形や構造物等の設計変更が必要となりました。

現在は、橋梁の下部工を施工中で、上部工の架設及び橋梁前後の改良工事を行います。

また、令和2年12月より起点側の改良工事に着手し、5月頃までには完了予定で、供用延長が150m伸びる予定であります。

次に、②村道宇検船越線、屋鈍曾津高崎線の今後の予定はとのご質問ですが、最初に村道宇検船越線については、平成27年度から工事に着手し、工事は平成29年度から船越海岸終点側から改良工事を進めているところであります。

令和2年度の事業費で、宇検養殖場と船越海岸の間において土工事と側溝布設が終了する予定であります。

舗装工事が完成していませんが、改良計画延長1,700mのうち400mの進捗となります。

今後、全計画路線の整備となると多額の予算と年数を要するため、今後の整備については、路線内で特に通行に支障のある場所、また海岸線で浸食が著しい場所の部分改良をして行く所存であります。

次に、屋鈍曾津高崎線については、平成28年度から事業着手し、工事は平成30年度から改良工事を進めているところで、改良計画延長としては、5,400mとなっております。

現在は、計画路線のほぼ中間地点から終点、宇検中央2号線の三差路までの未改良区間を、約3,000m現道のまま舗装工事で令和2年度から工区分けして、早期完成を目指していく考えであります。

次に、3点目の防災についての①避難所となる公民館の今後の建て替え計画予定はとのご質問ですが、公民館の建て替え予定としては、建築年度と簡易劣化度診断調査結果を考慮して、計画的に建て替えていく考えでありますが、自然災害等の外的要因や急速な劣化など状況も変わってきますので、屋鈍公民館以降の計画は5年以上先のことでありますので、はっきりは申し上げられません。いずれにしても建築年数を念頭に、簡易劣化度診断結果と財政状況も含み、その後の様々な要因を考慮しながら計画的に建設していく考えであります。もちろん、今後の建て替えまでの間、避難所としての必要な部分は、集落と協議の上、その都度対応してまいります。

次に、コロナ対策についての本村のコロナワクチン接種予定について伺うとのご質問ですが、先ず、本村の医療従事者は宇検分駐所・宇検診療所の14人と、直接歯科医師や薬局はそれぞれの所属している団体（歯科医師会・薬剤師会）を通じて県の方へ接種希望報告をしております。

今後、医療従事者の新型コロナウイルスワクチン接種は、県の方から接種箇所の通知があり、指定された接種機関で接種することになります。

次に、65歳以上の高齢者の方、64歳以下の基礎疾患をお持ちの方、高齢者施設等の職員、一般の方等への新型コロナウイルスワクチン予防接種ですが、肥後議員への回答答弁と重なりますが、本村の医療機関である宇検診療所が宇検村の基本型接種施設として、国の登録を受ける予定で準備をしております。そしてワクチンを保管管理する、超低温冷凍庫（ディープフリーザー）マイナス75度が1台、3月中に配送される予定となっております。宇検診療所に設置予定であります。

随時、国・県からの新型コロナウイルスワクチン配送の新情報を基に、対応していきたいと考えております。

次に、育英財団についての、宇検村振興育英財団の今後について伺うとのご質問ですが、一昨年の村振興育英財団がみなし解散された以降、通常の財団運営に戻すための業務と並行して、県の所管課と公益認定等審議会への報告書作成のやり取りを行ってまいりました。

しかし、1年を通して財団業務を行う中で公益財団法人として運営するメリット・デメリットなどを勘案し、理事会・評議員会において審議した結果、公益財団法人を解散し、村で基金として運営を行ったほうが現在の当財団の事業内容としては良いのではないかという結論に至りました。

具体的には、1月25日に臨時財団理事会、2月25日に臨時財団評議委員会を開催し、令和3年3月31日をもって公益財団法人宇検村振興育英財団を解散する旨の定款変更（存続期間）の決議がなされ、3月2日には第98回県公益認定等審議会（Web会議）に常務理事の教育長と、財団事務局長（教委事務局長）が出席し、当財団の懸案事項について報告を行うとともに、令和2年度末で当財団が解散する旨を報告いたしました。

今後のスケジュールとしては、令和3年3月31日に認定法第26条第1項の解散の届け出を行い、債権

者に対する公告を4月から5月の2カ月間行った後に、残余財産引渡し見込み届出を行政庁へ提出いたします。

残余財産が確定したのち、残余財産の引渡しを村へ行い、精算事務終了後、決算報告書を作成し評議委員会の承認を経て精算結了の登記を行います。

精算人（理事長である村長）が精算を結了した旨を行政庁へ届け出、承認を得たのちに村で基金として運営を行っていくことになります。

予定としましては、早ければ6月議会、精算結了の事務処理が長引いた場合は、9月議会で村振興育英基金条例や予算案について上程し、決議を経て、宇検村振興育英基金として運営を行っていく所存であります。

教育についてというご質問は、教育長が答弁いたします。以上であります。

#### ○教育長（村野巳代治君）

それでは、吉永議員の教育についてのご質問にお答えいたします。

質問内容は、今年度からタブレット授業が始まると思うがどのように進めていくのかのご質問ですが、タブレットを学校教育に導入する背景、それからタブレットを活用する学習の目的、それから宇検村におけるタブレットの配置計画及び進め方の三つの視点からお答えします。

最初に、タブレットを学校教育に導入する背景について申し上げますと、大きく2点あります。

1点目は、O E C Dが行っているP I S Aという学力調査の結果、近年国際比較において日本の学力の順位が低下している傾向が見られることです。この要因の一つとして、この調査自体が2015年からコンピューターで行われるようになり、他国と比べ日本の生徒がコンピューターの扱いに慣れてしまはず画面の切り替えができなかったり、キーボードのタイピングに時間がかかったりしたのではないかという分析がなされています。

2点目は、新型コロナウイルス感染症による学校の臨時休業に伴い、学校と家庭とをオンラインでつないでの授業の必要性が生じていることです。一人一台タブレットが配置されれば、多くの児童生徒が、例え学校が臨時休業になったとしても、授業を受けることができるようになります。

次に、タブレットを活用する学習の目的についてありますけれども、学習指導要領においては、情報活用能力が問題発見・解決能力と同様に学習の基礎となる資質・能力として位置付けられており、各学校にコンピュータや情報通信ネットワーク環境を整え、それらを活用した学習活動の充実を図るように明記しております。そして、その目的は大きく2点あります。1点目は、コンピューターや情報通信ネットワーク等の情報手段の活用について、機器の操作自体を身に着けさせことです。2点目は、コンピューターに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力、これをプログラミング的思考ということになっていますが、これを育むことにあります。これらの目的を達成することができれば、各教科等における学習がより深いものになり、児童生徒の学力が向上するものと期待されています。

最後に、宇検村におけるタブレットの配置計画及び進め方について申し上げます。まず、配置計

画ですが、本村におきましても、各学校の情報通信ネットワークを整備し、タブレット端末については、本年3月中に配置することとなっております。

次に、タブレットを活用する授業の進め方についてですが、まずは児童生徒及びそれを指導する教師がタブレットの使い方に慣れることができることが肝要です。そのために、ICT支援員を配置し、3月下旬に各学校にてタブレットの使い方に関する研修会を実施します。そして4月からは、授業支援、環境整備、校内研修等のサポートを行います。

なお、教育委員会としましては、タブレットを活用した授業の先進的事例を紹介したり、村内各学校の取組状況の成果や課題を管理職研修会等で情報共有する機会を設定したりするなどの対応をします。また、各学校に対しては、タブレットを活用した授業を令和3年度は1日1・2回以上、令和4年度は1日2・3回以上を目標に設定し、目標未到達の学校へは研修を実施していく計画です。今後も、適切な指導を行うことで児童・生徒の学力を向上させることができるように取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

再質問がありますか。

○6番（吉永常明君）

まず最初に、鳥獣被害の状況についてお伺いしたいと思います。今年の状況については、多分、現在調査中というお話ですけども、行政側で各農家から聞いている段階で結構ですので、今年はやっぱりカラス、イノシシの被害が非常に多いという、私は聞いているんですけど、そこら辺はどうですかね。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、お答えいたします。過去5年間の平均になりますけど、被害額としては236万程度かかっておりまして、今年度も同程度の被害額になると思います。それと、イノシシとカラス、鳥類の被害状況ですが、全体の76%ぐらいがイノシシによる被害で、あとは鳥の被害になります。以上です。

○6番（吉永常明君）

今、課長から答弁がありましたけれども、タンカンの被害についてはある程度、ネットを張つたりしていけば何とか対応ができると思うんですけども、今、70%以上がイノシシ被害ということで、イノシシ被害については今年もイノシシの養護柵の予算をかけていますけども、イノシシの養護柵だけではなかなか完全に防止できることではないと思うんで、具体的に今後、やっぱりどのように進めていく考えなのか、ちょっとお伺いします。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、お答えします。やっぱり柵だけの防止だけでは不十分だと、役場のほうも思っております。ですので、被害防止実施隊の活用や個人に負担しております資材、防止のための助成金を利用して各個々の畠等を守っていただければいいかなと思っております。以上です。

○6番（吉永常明君）

去年から、今、課長から答弁がありました個人への補助を5万、20戸ですかね、去年と今年と予算出ていますよね。それを去年、どれぐらいの人が活用したのか、ちょっと分りますかね。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、お答えいたします。鳥獣被害防止の資材助成の補助の申請ですが、イノシシの対策資材として申請された方が、電気柵等が4名、金網が2名、ネットが9名、合計でイノシシの対策資材の申し込み者が15名でした。それと、カラス等、網等の防鳥ネットの申請をされた方が3名と、全体で二つ合わせて18名の方が申請しております。以上です。

○6番（吉永常明君）

農家としては、その18名以外にかなりの農家数があると思うんだけど、去年も20戸、今年も20戸計上されているんだけど、それで十分対応はできますか。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、お答えいたします。現在のところも、まだ予算は余っている状態でありますので、対応できると思っております。以上です。

○6番（吉永常明君）

去年から実施している鳥獣被害対策実施隊があるんですけど、実際にその効果はどのように見ていますか。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、鳥獣被害実施隊ですが、緊急的に行う、村長の命令で行う実施隊になっております。効果ですが、イノシシに関しては被害があるから現場に来てほしいといって現場に行って、柵とかしかけるんですけど、なかなか獲れないが続いております。鳥に関しては、実施隊でやっているのは追い払い、鉄砲による音で驚かすという追い払いをやっておる状況であります。効果としては、まだまだじゃないかなというふうに感じております。以上です、

○6番（吉永常明君）

ちなみに、去年は緊急事態というか、何回ぐらい出動されたんですかね。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、お答えいたします。実施隊の出動状況ですが、5月から1月までの間、9日間出動しております。以上です。

○6番（吉永常明君）

鳥獣被害の対策についてですけど、資材等は村がある程度の補助を出してくれるんですけども、実際、高齢者が多い本村の農家について、資材は提供されても、その防護柵を設置するとか、そういうのはなかなか困難じゃないかと思うんだけど、そこら辺を高齢者が自分ではなくてその防護柵を張る方策を、やっぱり考えていくべきじゃないかと思うんだけど、そこら辺はどうです。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、高齢者が柵を巻けないという場合にあっても、やっぱり畑を守るのは個人だと思っており

ますので、柵とか回す場合であるときは、広範囲、広範囲で3名以上の畠があるとか、外回りしかできないですが、それを行っていくしかないかと思っております。以上です。

○6番（吉永常明君）

ですから、そこら辺を高齢者が自分でできないところを何とか手助けする方法というのかな、直接は多分、行政側としては手を貸すことはできないだろうけど、その段取りをしてあげるというようなことはできるような気がするんだけど、そこら辺は考えていく必要があるかなというふうに思うんだけど、もうちょっとお願ひします。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、お答えいたします。高齢者ができないで困っているとしたら、どうしたらいいかということですけど、小さな範囲ですと自治体の活用も可能だと思っておりますので、そのかわり高額な補修は無理になります。以上です。

○6番（吉永常明君）

高齢者がやっぱり農業を続けていくためには、やっぱりある程度の支援というか、金銭だけの支援じゃなくて、労働力のやっぱり支援も必要だと思うんで、今後、そこら辺もやっぱり考えていくいただきたいなあというふうに思います。

次に、タンカンについてですけども、宇検ブランドを推奨しているんですけども、現在、宇検村の農家でJAの小湊の選果場に何名の農家の方が大体出されているか、分かりますかね。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

朝戸にあります選果場の利用だと思いますが、共販と個販とありまして、ここに段ボールを持って来られた方の人数は、まだ把握している状況でありますけど、段ボールをもらいに来なかつた農家の方は、まだその証明する伝票等が届いていませんので、それは人数的には、今、もらいに来られている方は6名程度になっております。以上です。

○6番（吉永常明君）

この宇検ブランドを立ち上げていくためには、このJAの光センターのところに持つて行った農家に対しての補助ですよね、ここに答弁されているのは。その中でそれだけの人数でしたら、やはり全然かなというふうに思っているんだけど、もっともっとやっぱり宇検村農家、結構タンカンを作っている農家の方、かなり多いと思うんで、やっぱり行政としても、やっぱりそこら辺は進めていくべきじゃないかなあと思うんだけど、そこら辺をもう一度お願ひいたします。

○産業振興課長（栄 平四郎君）

はい、お答えします。議員のおっしゃるとおり、宣伝効果がまだ發揮できていなかったということを反省しております。来年以降も続けていくつもりでありますので、早いうちから宣伝をして、防災無線やラジオ等で宣伝して、もっと多くの方に利用していただけるように努力したいと思っております。以上です。

○6番（吉永常明君）

せっかくこういいことをやっているんで、やっぱり多くの農家の方が周知して、やっぱりなるべくいい商品を作つて、やっぱりちょっとでも助けになるような方策だと思うんで、ぜひ頑張つてください。

次に、交通基盤の整備について質問をしていきたいと思います。まず、平田地区についてですけども、この工事内容については、多分課長もこの資料を持っていると思うんですけども、内容については変わってないですかね。

○建設課長（高田浩志君）

はい、お答えいたします。内容については変わっておりません。

○6番（吉永常明君）

そしたら、その中で今、工事が入っているのが橋げたの工事が入っているんですよね。それ以外にまだ工事の発注が残っているのが、法面を切るのが2カ所、擁壁を立ち上げるのが1カ所と思うんですけど、それで間違いないですか。

○建設課長（高田浩志君）

現在施工中の橋台がありまして、県からいただいた資料によりますと、先ほど言った整備済みでないのが法面関係で2カ所、3カ所ほど上がっております。

○6番（吉永常明君）

法面2カ所じゃない。法面が2カ所で擁壁が1カ所じゃないかな。まあまあいいです。当初の予定としたら、かなりこれ、遅れているんですよ。当初はもう令和3年、今年発注でほぼ完成予定だったと思うんですけども、先ほど村長の答弁もありましたけど、1.5線から2車線に変更しているので、それは多少変わってきてると思うんですけど、それでもやはり工事としては遅いかなというふうに思っているので、課長のほうも瀬戸内事務所と密に連絡を取つて、しっかり発破をかけていただき、一日でも早い完了を目指して頑張っていただきたいというふうに思います。要望しておきます。

次に、曾津高崎と船越線についてお伺いをしていきたいと思います。まず、船越線ですけど、答弁にもありましたように、現在、MBCの上のほうの改良工事がほぼ終わっていると思うんですけども、あとは舗装をやって、現道をやっていくと思うんですけども、それで間違いないですかね。

○建設課長（高田浩志君）

はい、お答えいたします。間違ひありません。

○6番（吉永常明君）

その次に曾津高崎なんですけども、これ、平成29年から平成29年、30年、元年、2年と予算は入っているんですよ。ほとんどが明繰なんですよね。今、工事が実際に行っているのが、これは多分平成29年分だと思うんだけど、1カ所約200mほど改良工事とともにやっています。多分、そのときは平成29年度にはコンサルト会社が入つて測量設計をやって、多分200mとなっていると思うんだけど、現在は、多分コンサルトが入っていないで、工事費を含めて業者に測量設計を全部任せている

と思うんだけど、そうした中で、なんでそんなに明繩が発生するのか、そこら辺をちょっとお願ひします。

○建設課長（高田浩志君）

はい、お答えいたします。屋鈍曾津高崎線につきましては、28年度から事業のほうに着手をいたしました。それで、29年の繰越工事、一番頂上のほうから200mほど舗装している場所があります。その場所に行くまでの間、これが屋鈍曾津高崎線の始まりの、ちょうど屋鈍橋がある場所から上のほうにかけてなんですけども、200mほどが防災関係で200mほどは先に整備しておりまして、その上が個人の土地がかなりあります。その個人の土地の調査、そしてその場所の詳細設計、基本設計等を含めまして、28年度、工事の着手の29年繰越工事までの間、そういう設計のほうに金を費しております。今回、その29年の繰越工事で終わった200mのその場所から、3キロほど終点のほうまでの間を2工区の工区割で下からと上からと両方挟んでいく形の施工体制を組んでおります。その工事の分で、今回その分が繰越工事をしております。その場所の工事を、とにかく先行して今後していくわけで、今後、来年以降は繰越工事は出て来ないと思います。

○6番（吉永常明君）

今年、課長が答弁されたように、工区割で1工区、2工区として工事をするんだけれども、それは結局平成30年、令和元年度の多分予算で、明繩したやつをやって、2工区やると思うんだけども、あと令和2年で、また今年も6,000万ほど、多分予算が入っていると思うんだけれども、そこら辺で、本当に明繩なしでスムーズに工事がやっていけるのかというのが、非常に危惧しているんです。というのは、村長なんかもご存じのように、去年、一昨年ですかね、阿室屋鈍間で崖崩れがあって、約2週間ほど通行止めになって、山道で迂回路されたんですけど、そういうときには非常に行政の方も大変だ大変だと、早期完成を目指しますと言いながらも、やっぱりいざ事が収まると、もう通常のやっぱり工事をやってですね、何での屋鈍集落の場合は、阿室と屋鈍間が崖崩れだったら、行くところがないんですよ、迂回路がないから。そういう迂回路を先にやっぱり徹底して進めていくべきじゃないかというふうに思うんだけど、課長が先ほど言われたように、地主が確定しないところもあるんですけども、でも半分以上は集落の土地で、集落のほうも、建設課には集落としては自由に扱ってくださいよという返事はさせてもらっているんです。それなのになかなか進まないというのは、何が原因で工事が送れているのかと。もうちょっと待って。これ僕の考えなんだけれど、村民のための仕事をしているのか、これはもう業者のための仕事をしているのかというふうにしか考えられないんだけど、業者ありきの仕事なのか、村民ありきの仕事なのか、そこら辺をもうちょっとやっぱり考えてほしいなというふうに思います。

○建設課長（高田浩志君）

お答えいたします。28年からの話をしました。現在、今、令和2年度の工事発注分の場所につきましては、先ほど議員さんがおっしゃいました集落有の土地、そして村の土地がずっと終点のほうまであります。基本的に最初のほうは全体的な改良工事を計画しておったわけなんですけども、現在

の3キロ直線部分につきましては、集落有の土地の分につきましては、現道の幅を舗装すると。そこに山際に側溝を入れて、もう改良せずに現道舗装で進めていくという考え方の下でやっております。今回、2年度から2工区制で発注しておりますが、現在のところ、今発注した分で5,500万の発注をしているんですけども、延長が750m、当然その入札残の分を今後変更した際には、5・6,000万の予算で延長も800mほど伸びますので、今後は毎年6,000万、今年度も6,000万計上しています。なので、その3キロの区間につきましては、かなりの進捗で舗装がされていくと。そこを目指して、現道の改良に変更してやっていくという考え方で、2年間で約2キロぐらいが整備できるということで、早期完成に向けて本当に頑張っていきます。

#### ○6番（吉永常明君）

最終議案に辺地の策定が載っていたんですけど、あれを見たら平成7年度までの予定を組んでいらっしゃるんですよね。それは予定だから組んでいいんですけど、そうじやなしにやっぱり課長が言われたように、早くできるところは、もう早めに、予算がついているんで、やっぱりスムーズな予算の執行をやって、やっぱり住民がなるべく負担にならないような仕事を進めていただきたいなあと思うんです。というのも、今、阿室と屋鈍間の間で、去年、一昨年崩れた崖崩れがやっと工事が終わったんですよ。それでもその間には、まだ土のうを積んで、いつ崩れるか分からないような箇所が2カ所あるんですよ。だから、また大雨が出たときには、崖崩れの可能性もあるので、そこら辺も考慮しながら、ぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

次に、防災についてですけども、先ほど同僚の議員からも質問がありましたけれども、令和2年度の宇検集落の防災会館の工事があって、令和6年には屋鈍集落というような答弁がありました。確か4・5年、もっと前か、5・6年前に各集落の公民館の耐震検査をして、そんなに急に建て替えをするようなところは、今のところはないというような、多分、結果だったと思うんだけど、それでもやっぱり、もう何十年、30年か40年ぐらい、宇検とか屋鈍は経っているんですよね。こうした中で、今回、宇検をやって、翌年には屋鈍公民館ということなんんですけど、やっぱりもう一度、各公民館を確認をしていただいて、屋鈍の公民館なんかも、もう天井が爆裂して、中のボードが割れているところもあるんで、もう一回点検、各公民館点検をしていただいて、前倒しできるものであれば前倒しをやっぱり検討していただきたいと思うんですけど、課長、どうですか。

#### ○総務課長（原田俊昭君）

はい、お答えいたします。この劣化度診断を行いまして、その順番といいますか、順次建て替えの計画を立ててございますが、答弁にもありました、それ以降、劣化が急速に進みとか、そういう状況もございます。そういうことで、今一度ですね、各集落、最近は避難所としての役目も大切でございますので、雨戸の設置とか、いろいろ考えて回っておりますので、その都度、公民館を検査して、おっしゃるように早急に取り組まなければいけないのはですね、取り組んでいきたい。それが簡易な修繕で済むのであれば修繕をして延命化を図って、建て替えが必要な場合は早急に建て替える、その修繕と建て替えをですね、頭に入れながら取り組んでいきたいと思います。

○6番（吉永常明君）

去年の台風10号が発生したときに、古い公民館なども倒れる恐れがあるというような予報も出されたので、住民の中には公民館にいても一緒だからと、避難を避けられた人もおられるので、やっぱり、そういうことがないように十分検討をされて進めていただきたいなあというふうに思います。

次に、コロナワクチンについて伺いをしたいと思います。先ほど肥後議員も伺いをしているんですけども、再度、答弁の中では、本村は医療従事者、消防関係を先に優先的に接種して、その後、65歳以上の方というふうに答弁されましたけど、本村におかれでは発生者も現在出ていないわけですから、もちろん医療従事者、消防関係はもちろんのこと、65歳以上ももちろんですけども、それよりも先に介護施設とか、そういう、名前を出したら失礼かも分かりませんけど、虹の園さん、滝園さん、やけうちの里、そういう施設のところは多くの方があちこちから集まりますので、やはりそういう方も優先的にやっていくべきじゃないかと思うんだけど、課長、そこら辺はどうですか。

○保健福祉課長（栄 光男君）

では、お答えします。確かにそのとおりだと思います。しかしながら、今の国の指針を見ますと、やっぱり65歳以上の高齢者の次に、今きているのが64歳以下の基礎疾患のある方、その後に高齢者施設で働く職員とか、その後に一般職員となっているもんですから、そういう、県のほうにそういう助言というか、話はしているんですけど、やっぱり最終的にはワクチンの数が決められていますので、4月動向で、大体5月中には大体の各市町村のワクチンの配給は分かるんじゃないかなという予定はしています。ですので、一応国・県の新しい情報をとにかく入れて、分かり次第皆さんに情報提供したいと思っております。以上です。

○6番（吉永常明君）

このコロナに関しては、ワクチンが一番の特効薬だと思っていますので、村民が一日でも早く安心できるような対策をお願いしたいと思います。

次に、タブレット授業についてですけど、先ほど教育長から答弁がいろいろありました。一番私が懸念しているのは、これは多分児童から生徒まで、個人個人に多分配布されて、授業を始めると思うんですけども、答弁の中にも指導員がついて、最初はある程度指導されると思うんですけど、その後の指導についてなんんですけど、低学年については、今の教員の方でもある程度の対応ができると思うんですけども、高学年になっていった場合には、ある程度知識のある専門家が必要だと思うんですけど、そこら辺はどうなんですか。

○教育長（村野巳代治君）

はい、先ほどの答弁の中で、ＩＣＴ支援員という言葉が出てきたと思うんですが、それを配置しというお答えをいたしましたけれども、3月中に1回、まずするんですけども、その後はですね、私もよく分からなくて、担当に聞いたら、そのＩＣＴ専門員というのは、常設ではなくて定期的に2・3カ月に1遍回ってくるという感じで、令和3年度期間中は、少なくともずっと間を置いてね、という

ようなことで、その専門員の知識技術を現場の職員が学ぶという体制になっております。以上です。

○6番（吉永常明君）

分かりました。もう一つ、ちょっと懸念しているのが、答弁にも出ていますけど、何かあったときにはオンラインで授業を受けられるということで、非常にいいことなんんですけども、結局、オンラインで授業を受けるということは、タブレットを多分、自宅を持って行かれて、学校と自宅と多分やると思うんですけど、そうした場合に、やっぱり今の子供たちって、そういう指先も器用だし、頭の回転もいいんで、そのタブレットで授業以外に、ある意味で違うゲームとかに没頭しないかというふうに、ちょっと懸念しているんですけど、そこら辺の対策はどう思われますか。

○教育長（村野巳代治君）

授業以外にタブレットを使いはしないかと、一つは、私もこれは担当に詳しく、ちょっと尋ねたんですけど、いわゆるAVとかですね、いわゆるまだその年齢に応じないで、そういう、俗に言うよからぬのを引っぱり出したりとかいうことは、皆さんご承知のようにフィルタリングかけてありますので、それはまずオーケーです、できません。ちょっとしたゲームとかですね、その辺りについては、子供と保護者、大人、大人というか学校ですね、そういったところで十分な話し合いをして、そういった授業目的でのみ使うような取り決めとか、そんなのはこれからお互い納得して説明をしてというようなことになっていくんじゃないかなと考えております。

○6番（吉永常明君）

今の世の中に適した、非常に私はいいことだと思うんで、ぜひ子供たちにいい教育ができるようお願いしたいなあと思います。

最後に、育英財団についてちょっとお伺いしますけれども、答弁を伺ったら、そのとおりかなというふうに思っています。ただ、危惧しているのが、現状のままで子供たちに支障がないかという気があるので、支障がないように、その期間、財団から基金に移り間、子供たちに影響がないようなことだけは避けていただきたいなあと思うんですけど、そこら辺は大丈夫ですかね。どちらか。

○教育委員会事務局長（松元五月君）

はい、お答えいたします。財団、3月末に解散をいたしまして、それから精算決了までは通常どおりの業務が行えますので、4月と10月に2回、奨学金の貸し出しも行いますので、その辺は支障がないと思っております。その間に早ければ6月議会までに解散し、精算決了し、基金として運営が行えるようにスムーズに移行できればと考えております。

○6番（吉永常明君）

この育英財団が最初にできたのも、使い道となるべく絞るために、財団として立ち上げたと思うんで、この基金になんでもなるべくやっぱり子供たちのために活用できるような基金運営をぜひお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（杉浦治俊君）

これで、6番、吉永常明君の質問を終わります。

暫時休憩します。午後からの開会は1時30分とします。

休憩 午後1時11分

---

再開 午後 1時30分

○議長（杉浦治俊君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの5番、肥後充浩君の一般質問の答弁に関し、保健福祉課長から発言の修正の申し出がありましたので、これを許します。

○保健福祉課長（栄 光男君）

肥後議員からの質問で、医療機関従事者接種に関することで、連携型の20カ所に宇検診療所は入っているかという質問があつたんですけど、再度確認したところ、入っておりませんでした。すみませんでした。それと、基本型施設を国に申請中で、これは65歳以上から一般の方まで今、申請中でございます。それと、新型コロナウイルス接種券ですけど、市町村で発行する準備をしております。以上です。

○議長（杉浦治俊君）

引き続き一般質問を行います。

次に、3番、保池穂好君。

○3番（保池穂好君）

会場の皆様、こんにちは。令和3年度第1回定例会一般質問に先立ち、一言所見を申し上げます。

昨年12月に行われました保育所の発表会で、子供たちが1集落ならず村内の年長さん、子供たちで村内の郷土芸能稽り節、カマ踊りを発表してくださいました。郷土芸能を守っていくために、集落で取り組まなければいけないという考えが、すごいりましたが、固定観念がありますが、村内でこの郷土芸能を守っていく子供たちの姿を見て、大変感銘を受けました。こういった取り組みをしっかりととしていって、宇検村のいいところをまた残していただきたいなあというふうに感じました。担当されました保育所の先生方、そして指導に当たりました村内の皆様に、心から感謝を申し上げます。それでは、通告に従い質問を行わせていただきます。

まず1点目に、施政方針についてでございます。村長の施政方針の中で、宇検村ふるさと学生応援だよりが ありましたが、その詳細を伺います。

そしてまた、高校生通学バス助成金、定住及びUターン者の促進を図るため、村内に住所を有していない等の高校生を準住民として、新たに対象者とするとあるが、その詳細について伺います。

敬老祝い金について、現在、100歳の誕生日に50万円の敬老祝い金があるが、70歳、80歳、90歳、100歳と振り分けることができないか伺います。

消防団について、12月定例会においても質問させていただきましたが、日額の報酬の増額の考えはないか伺います。

そして、消防団員の装備の強化が必要と考えますが、今後、どのようなお考えがあるかお示しください。

消防車両について、現在、消防分駐所のほうで新しい車両のほうが届いておりますが、村民の皆様に安心していただくため、新しく配置された消防車両はどのような規格になっているか、また、以前の車両との規格の違いは、そして、今まで村民の安心・安全を守ってくれた車両の今後の活用の方法について伺います。

再質問は通告席から行います。

○議長（杉浦治俊君）

ただいまの保池穂好君の質問に対して答弁を求めます。

○村長（元山公知君）

保池議員のご質問にお答えします。

まず、施政方針についての、1点目の宇検村ふるさと学生応援便りの詳細について伺うとのご質問ですが、詳細については、宇検村外で生活する学生に対し、年1回宇検村の特産品等を送付するものであります。学生と宇検村の絆を深め、村の良さを再認識してもらうとともに、学生生活の糧としてももらうことを目的といたします。

次に、2点目の高校生通学バス助成金、定住及びUターン者の促進を図るため、村内に住所を有していない等の高校生を準住民として新たに対象とするあるが、詳細について伺うとのご質問ですが、高校生通学バス助成金の対象者は、これまで、宇検村内に住所を有し宇検村から通学する者に限っておりました。

高校生バス助成金の対象者のあり方については、保護者の方々から離島航空割引カードと同じような住所要件ができないか、村内に住所を有していない者の夏休み等の帰省中の学校行事参加に係るバス助成金ができないか等、様々なご意見が寄せられております。

このような意見を反映させ、定住促進条例の目的に照らし合わせ、村内に住所を有する保護者に扶養されている者を準住民として捉え、準住民を扶養する者へ定住に対する助成措置として実施していくこうとするものです。

準住民高校生通学バス利用助成金の内容については、これまでと同様に島内の利用に限り、帰省のためのバス利用、長期休暇中の部活動など、学校行事への通学のためのバス利用とし、この料金の全額を保護者からの申請により助成金対象としていくものとなります。

次に、敬老祝い金についての、現在100歳の誕生日に50万円の敬老祝い金があるが、70、80、90、100歳と振り分けることはできないかとのご質問ですが、宇検村敬老祝金条例では、宇検村に居住する満100歳者に対して、敬老祝い金を贈呈し、長寿を祝福すると共に、その福祉を推進することを目的とすると条例及び明記されています。

毎年、70歳到達・80歳到達・90歳到達・95歳以上・100歳以上の方には、記念品を贈呈しており、90歳到達の方には、宇検村社会福祉協議会から記念写真の贈呈があり、宇検村敬老人年金支給条例にて、80歳以上89歳までの方に1万円、90歳以上99歳までの型に2万円、100歳以上の者に3万円を、3月と9月に年金額の2分の1の額を支給しております。

少子高齢化が進む中、男女寿命80歳到達の時代です。宇検村敬老祝金条例の趣旨から、長寿を祝福する目的で祝い金50万円が妥当だと考え、70歳から100歳までの祝い金振り分けは考えていません。

次に、消防団についての、1点目の日額報酬の考えはないかとのご質問ですが、宇検村消防団の報酬は年額と日額となっております。日額は、宇検村報酬及び費用弁償条例で5,500円と定め、学校研修時に支給しています。その他、出動時の手当や訓練、警戒時の手当を費用弁償として1日5,500円支給しております。

この消防団の出動手当について、総務省消防庁の昨年4月時点の調査では、1719自治体の半数以上、978の自治体で5,000円以下の支給となっており、国は人材確保と待遇改善へ向け動き出しております。

本村の手当は低い方ではございませんが、今後とも住民の安全確保に資する防災力の強化を図るため、消防団員の待遇充実がより図られるよう努力してまいります。

次に、2点目の団員の装備の強化が必要と考えるがとのご質問ですが、村では、平成25年12月に公布された消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行を受け、平成26年から、団員の安全確保や救助活動用資機材等の装備の充実を図るため、年次的に各分団に計画的に資機材等を配置しております。

今後も消防団の出動は、火災、自然災害、人命救助などあらゆる場面が想定されるため、消防職員、団員と連携し不足部分を補うべく装備の充実に努めてまいります。

次に、消防車両についての、新しく配置された消防車両はどのような規格になっているのかとのご質問の1点目の、以前の車両との規格の違いはとのご質問ですが、大きな違いと申しますが、特徴としては、圧縮空気発砲装置、通称C A F S（キャフス）を搭載していることです。簡単に言いますと、水と消火薬剤を高圧の空気で混ぜて泡を作り出し放水する装置です。このキャフスを使用することにより、消火水量を節約することができます。消火対象に付着し拡散することで消火効率が向上します。

また、泡であるため、ホースによる圧力損失が少なく、遠距離送水にも効果的であります。

もう一つ、収納力がアップしております。これまで積めなかつた資機材も積むことができるようになりました。

次に、二点目の以前の車両の今後の活用はとのご質問ですが、現在、日本外交協会が行っている海外援助物資募集に応じて、協会を通して開発途上国へ寄贈する考えで進めております。

海外の国々からは、水利が乏しい実情から水を運べる消防車のリクエストが多く、即戦力車両と

して喜ばれているようです。旧消防タンク車の形状、色、大きさなどを考えたとき、現在、はつきりとした用途がない中で、このタイミングを逃した場合、今後の維持管理費、廃車等の費用の問題もでてきますので、国と国との友好関係に基づき行われるリサイクル援助でありますので、募集に応じ寄贈する考えで進めてまいります。以上であります。

○議長（杉浦治俊君）

再質問ありますか。

○3番（保池穂好君）

まず、施政方針の中で宇検村ふるさと学生応援だよりの件なんですけども、特産品を贈って宇検村のことを思い出してですね、学生たちに頑張ってくれよというメッセージが、すごい込められていて、大事ないい事業だと考えておりますが、その特産品を送る中で、季節等によってもまた違ってくるのかなあというふうに考えますけども、年ごとに特産品も変えていく必要があるんじゃないかなあというふう考えているんですけども、その点についての計画について、ちょっと伺いたいと思います。

○企画観光課長（辰島月美君）

このふるさと学生応援便の内容なんですけれども、とりあえず要綱のほうでは5,000円相当の村の特産品等の詰め合わせと書いております。これは、申請方式で行われます。保護者の方が宇検村に住んでいらっしゃるということで、保護者もしくは村外で学生生活を送っている子供たちによる申請方式なんですけれども、時期も、多分申請も異なることも予想されます。内容も大学・大学院でしたら20歳以上の方もいらっしゃるでしょうし、皆青年の方もいらっしゃいます。年齢の幅が高校1年生から大学院でしたら24歳ぐらいまでが想像されるんですけども、希望する特産品もそれぞれニーズがちょっと異なってくることも予想されるので、今現在行っているふるさと納税の返礼品などが、種類がたくさんあるので、その中からピックアップしていただくか、もしくはそれを組み合わせて特産品等の詰め合わせとするのか、それは今検討しているんですけども、1品目に限らず、その学生さんの要望に応じて、そのニーズに応じてこちらのほうも検討していきたいと思っています。

○3番（保池穂好君）

村ほうが一括して同じ時期に送るのかなあというふうに考えていたんですけども、学生側から要望するものをやるということで、年間通していろいろなものが要望に応じて学生に送られるということであれば、また、その特産品に関わる皆さんにもですね、ある意味公平な感じで利用されるのかなあというふうに思いましたので、また、学生のためにこの事業をしっかりとやっていただきたいなあというふうに考えます。

その中で、5,000円相当ということだったんですけども、品種によっては年によっては価格が変わったりする等のこともありますけども、それによって、この事業によっては価格がですね、何と言えばいいかな、利益がまた損なわれてもいけないのかなあというふうにちょっと思ったんです

けども、その点の取引価格と申しましようか、そこら付近のほうはどんなふうに考えているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○企画観光課長（辰島月美君）

はい、価格の変動はもちろん想像される点なんですけども、5,000円相当ということで、そちらのほうも柔軟に対応できるような要綱にはなっておりまます。目的はふるさとの良さを知ってもらう、学生生活の糧となるという目的があるんですけども、その後、この学生さんたちとつながることによって、将来、社会人になってもふるさと、この商品を学生生活の間に手元に届くことによって、ふるさと納税の返礼品として、またこちらのほうに税金を納めることによって、その縁がつながっていくということを、将来の宇検村の若い、どこにいても担い手となってつながるという、それも効果として期待しているところなので、ふるさと納税の返礼品というのと、ちょっと合致させながら、特産品の送付を、内容を考えていきたいと思っています。

○3番（保池穂好君）

先ほど課長からありましたとおり、さらにふるさとの良さを知って、またそれがまた口コミでですね、学生の若い人なんかにも、宇検村の良さを知っていただききっかけにもなるというふうに理解できましたので、すごくいいなあと思いました。ぜひ頑張っていただきたいなあというふうに思います。

次に、高校生バスの助成金についてなんですが、まず初めにですね、私としては村の財政は、基本的には村民に使うべきだというふうに考えております。子育て支援、すごい大事だとは考えておりますけども、この点について村長はどのように考えているかを伺いたいと思います。

○村長（元山公知君）

議員のおっしゃるとおり、宇検村の財政は、まず村民を中心と/orいか、村民のために使用するものでありますので、そのように考えております。

○3番（保池穂好君）

分かりました。次にですね、準住民とあるんですけども、条例には本島内の専門学校等という文言がありますけども、現在は大島本島内、奄美大島に住んでいるものにしか、この条例改正も含めてですね、できないというふうに捉えていますが、今後また島外に出ている高校生、大学生、専門学生、または中学生もたまにいらっしゃると思うんですけども、そういったふうにこの条例を大幅に拡充というか、広げて準住民を増やす考えはないか、伺いたいと思います。

○住民税務課長（柳 百々代君）

準住民を今後拡大するというようなご質問ですが、今回、保護者の方々からのそういう要望を受けて、今回この準住民という幅を拡大したわけでございます。今後、これまでですね、こういう制度を作つて、何ですか、検証とか、効果があつたかとかいうことをやつてないものですから、今回、この準住民を、何ですか、創設して、これがまた効果があつたものかどうかということを、また確認しながら、今後、準住民の幅をもっと広げたほうがいいのかなというようなことを、また検

討材料にしたいと思います。

○3番（保池穂好君）

離島航空割引カードにおいて、島外に出ていらっしゃる方は、予算的には多くの、何ですかね、予算を費やして支援しているというふうに理解もできますけれども、島内に住んでいる学生さんだけに、この準住民というふうに拡大してしまうと、少し語弊、何と言うんですかね、不公平があるんじゃないかなというふうに、ちょっと感じたんですけども、その点についてはどんなふうに考えていらっしゃいますか。

○住民税務課長（柳 百々代君）

この準住民の捉え方なんですけども、宇検村外に住居がある高校生、また島内に限らず島外ですね、に住所を置いているという方も準住民の対象となります。島外ですね。

○3番（保池穂好君）

すみません、ということは、例えば、島外に行かれた高校生、専門学生については、また帰って来る、この移動航空割引カードの支援以外にも、村から帰って来るのを全額負担するという考えでよろしかったですか。

○住民税務課長（柳 百々代君）

離島航空割引と同じような住所要件ということだけであって、交通費を全額助成するということではございません。島内のバス利用に限っての交通費助成ですね、帰省にかかる。ですので、島外、鹿児島市とかに行っている方であれば空港から自宅までとか、奄美の新港、名瀬新港から宇検村の自宅のある集落までのバス賃の利用の助成となります。

○3番（保池穂好君）

それと、確認しますけども、この条例の中で大島地区内に住んでいるという文言があったと、ちょっとすみませんね。大島本島内の専門学校等へ通学している者であることという文言がありますが、今の答弁では島外に出ている方にもバスの運賃等は出すという考え方でよろしかったですか。

○住民税務課長（柳 百々代君）

定住促進条例の中で、交付対象者として高校生通学バス助成金とまた別に専門学校の方が別に5のほうで定められておりますが、今回、この指針のほうで申し上げているのは、高校生の通学バスといいますか、高校生に限っての助成金になります。以上です。

○3番（保池穂好君）

了解しました。次に、消防団についてなんですけども、今、日額報酬の考えはないかということなんですが、ちょっとすみません、待ってくださいね。すみません、敬老祝い金についてお伺いしたいと思います。村民の方からですね、100歳のときに祝い金として50万円いただくのは、大変ありがたいなあというふうには聞いております。しかしながら、こういう言い方をしては、ちょっと語弊があるのかもしれません、70歳、80歳と若いときにですね、いただいて、家族で元気なうちにみんなと楽しい時間を過ごしたいなあというふうな、ちょっと意見もいただいて、それはいいこと

だなあというふうに思ったので質問させていただいたんですけども、再度伺いますが、この点についてお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（栄 光男君）

お答えします。敬老祝い金ですけど、実際、今50万になっています。僕の知っている限りでは、昔は100万ありました。趣旨としては、やっぱり長寿、いわば100歳を祝福するということで、村民の方が、簡単に言えば、100歳になるまであなたは宇検村の方の行政に携って、本当ありがとうございましたという意味でやっているあれですので、それをまた70歳、80歳、90歳、100歳とか、振り分けるという事態で、うちの課でも話しました。しかしながら、何もやってないわけじゃないです。うちなんかも、やっぱり社協と組んで記念品贈呈したり、写真を贈ったり、今言ったように、到達のときには、80歳から89歳の、村長が言ったように、そういうふうにやってはおります。そのへんで僕の話している間には70歳、80歳、90歳というのは、今の時代、80歳は普通です、寿命は。だから、できれば家庭でお祝いしてください。70、80、90は。やっぱり100歳になったらみんなでお祝いしましょうということで、一応そういう認識で僕は理解しています。以上です。

○3番（保池穂好君）

各家庭でもですね、お祝いしていることとは思うんですけど、また、この名称もですね、敬老祝い金ですので、100歳に限らず振り分けてやっていただいたら、また敬老者の方が喜んでくれるんじゃないかな、そしてまた家族もお祝い、さらににぎやかになってですね、できるんじゃないかなというふうに考えておりましたので、また検討していただきたいなと思います。要望でございます。

次に、消防団の日額報酬についてなんですけども、少々お待ちください。消防庁のほうから昨年4月時点で、調査では1,719自治体の半数以上が5,000円以下の支給となっておって、今後、改善に向けて動き出しているということなんですが、私のほうでも消防庁のほうの資料を取り寄せさせていただいたんですけども、消防団員の報酬等の地方交付税算入額がありますが、これを読み上げさせていただきますと、報酬については、令和2年度団員が年額3万6,500円、団長が年額8万2,500円、出勤手当が1回当たり7,000円というふうになっております。交付税算定支給の中で、決算時に回数等をしっかりと入れて、決算時にはしっかりとこの7,000円、また年額もありますが、村のほうに交付税としてくるというふうに認識しております。あるならば、しっかりと消防庁もここに書いておりますが、適正化を図る必要があります。交付税でもこういうふうに金額を見ているのであれば、その金額をしっかりと見てあげるべきじゃないかなあというふうに考えますが、いかがお考えでしょうか。

○総務課長（原田俊昭君）

はい、お答えいたします。確かに交付税の算定の中で、日額は7,000円、年額は3万6,500円、今回、条例上げていただいておりますが、年額のほうは交付税算定措置のほうに合わせて3万6,500円に、3万7,000円ですか、に上程してございます。この日額7,000円は、確かに交付税で算定されてございますが、交付税の考え方としましては、あくまでも算定基礎でございまして、それはいろんな

学校から、全て算定基礎がありますけれども、それを算定した後の金額は一般財源として、その市町村の考えの下、使用するということになっております。ですが、この出動手当の関係は、本当は国のはうも消防団員の確保、待遇改善に向けて、非常に今、動き出しているところで、各全国の市町村がこの交付税算定措置を頭に入れてですね、出動手当を上げるようにということで、国が今、動いているとは思います。それに向けて、各市町村努力をしていかなければならないとは考えてございますが、宇検村も今現在ですが、この答弁にもございますが、大島郡の中では低いほうではございません。ですが、今後はですね、消防団員も今92名の定員のうち、今3名ほど足りない状態ですので、そういう団員の確保に向けては努力をしていかなければならないので、交付税算定の金額は念頭に置きながら、各市町村とのいろんな、一緒にですね、上げられるようにお互い努力しながら団員確保も含めて進めていきたいと考えております。

○3番（保池穂好君）

答弁の中で、交付税が入って来て、そこで自由に使っていいというふうに答弁されましたけれども、お金が入ってきてるのであつたら、しっかりと報酬、こうやって組まれているわけですから、あげるべきじゃないかなあというふうに考えますけど、その点、もう一回答弁のほうをお願いします。

○総務課長（原田俊昭君）

はい、お答えいたします。確かに交付税に入ってきてございます。これは各市町村、それは分かっていることだろうと思いますけど、今、各市町村団員確保のバランスも含めて考えているところであると思います。今後ですね、確かにその交付税のことは頭に入れながら、消防団の活動に影響しないように充実を考えていきたいと思います。

○3番（保池穂好君）

12月定例会の方でも一部事務組合の消防議会のほうで話し合われたらどうですかということなんですけども、この消防団においては、村の予算のほうでやっているので、私としては消防組合の話は関係ないかなあというふうに思っております。それで、各市町村と足並みをそろえてということですが、ぜひ一番最初に消防団員の報償等を、この報酬等を上げて、みんなの、ほかの自治体がしっかりとまた消防団について、しっかりと報酬を上げるように、先頭を切ってやっていただきたいなあというふうに考えますけど、村長、その点、どうでしょうか。

○村長（元山公知君）

保池議員のおっしゃることはごもっともでございまして、今、消防団員の確保、またこれまで今後いろいろ、防災の関係から、また避難所等、消防団の方々、また消防職員の方々には大変ご協力いただき、ご苦労なさっているなと思って感謝を申し上げています。今、保池議員がおっしゃたみたいに、交付税算定の金額があるということで、やはり先ほど総務課長も言ったように、述べたようにですね、しっかりとその7,000円という交付税措置の金額を念頭に置きながら、今後また消防団の方々が、またしっかりと安心・安全でその活動に取り組んでもらうように、いつそれがと約束は

今できませんが、しっかりとその方向に取り組んでいきたいと思っております。

○3番（保池穂好君）

報酬等の中で、その年額ですね、団長のほうをこうやって見てみれば、大分金額も違いますね。この点もですね、団長さんはほかの団員に比べたら、しっかりと消防車の点検とか、僕らよりいつもしているふうに伺いますので、こここの報酬等もですね、しっかりと考えていただきたいなあと思います。

もう1点ですが、団員を3名、今欠員ということですが、それをちゃんと補うためにも、こういった報酬を上げていかないと、入団する人が少なくなるんじゃないかなあというふうに考えますので、その点についても、今後検討していただきて、早めにやっていただきたいなあというふうに考えます。

消防団については、あと装備についてなんですけども、団員と連携して不足部分を補うべく装備の充実に努めてまいりますというふうなことを答弁されていますが、今後、どういった計画等、あればちょっと教えていただきたいなあというふうに思います。

○総務課長（原田俊昭君）

この消防団の装備につきましては、ホース等はもちろんですね、団が使用するもの、そしてまた個人が使用する雨合羽、あと安全用のヘルメットとかも、年次的に計画的に進めておりますが、来年度の計画としまして、やはり消防職員のみならず団員も火災現場で前線に出てですね、活動することもあるということもありますので、来年はですね、シールド付ヘルメットですか、それを取り揃える予定であります。

○3番（保池穂好君）

来年度は令和3年度でよろしかったですか。

○総務課長（原田俊昭君）

はい、令和3年度にシールド付ヘルメットを揃える予定であります。

○3番（保池穂好君）

宇検村も何度か火災があったというふうに認識しておりますけれども、木造の場合はある程度保安距離というか、離れてですね、放水できるなあというふう見受けているんですけども、コンクリート造の住宅等に関しては、窓等から放水しないと鎮火ができないというふうに見受けられて、結構近くまで、ほぼゼロ距離で、窓のほうから入れないと鎮火できないというふうな現状が見受けられました。その中で、煙等にですね、やっぱり巻かれて、苦しい状況も見受けられたので、このシールド付ヘルメットだけでは対処できないんじゃないかなあというふうに考えます。その点について、もう一度お伺いしますが、消防団員にですね、筒先を持たすのであれば、消防職員が持っている酸素ボンベですかね、酸素ボンベ等も装備させないと、ちょっと危険性が伴うんじゃないかなあというふうに感じたんですけども、その点についてもう一度お伺いしたいと思います。

○総務課長（原田俊昭君）

来年度は、このシールド付ヘルメットを揃える予定であります、また、議員がおっしゃるように、そういった火災の場合はボンベ等も必要になろうかと思いますが、研修だったり、いろんなのを含めて計画的にやっていかなければならぬので、消防の職員と話をしてですね、実際、どれだけ必要なのかとか、どういう研修をしたら揃えられるのかとか、そこら辺まで詰めてですね、この酸素ボンベですか、そういうのを揃えられるのであれば、早急に揃えていきたいと思っています。

○3番（保池穂好君）

率直な意見としては、酸素ボンベを支給できないのであれば、その資格等もあるのであれば、その箇先のほうを危険と見なした場合は、消防団員の方、酸素ボンベ装備はやっぱりしっかりと整っているので、消防団員に任せっきりじゃなくて、変わつてあげるとかも大事だなというふうに考えたので、今後また、私のほうも署に行っていろいろお話をさせていただきたいなあと思いますけども、その点についてもしっかりと協議していただいて、村民の安全のために働く消防団員が危険におかされるというのを、できる限り少なくしていただきたいなあと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、今回新しく消防車が来ましたけれども、大変格好良く、村民の子供たちもですね、わあ、格好いいなあというふうな感じで言っている消防車両、本当にうれしく思います。新しい装置の特徴として、大きな違いとして圧縮空気発泡装置、通称キャフスを搭載しているということですね。また、宇検村の皆様の安心・安全のために活躍してくれる車両を導入されたということですので、これを皆さんにまた知ってもらい、また安心して宇検村で暮らしていってほしいなあというふうに考えます。

そしてまた、現在と言つていいか、旧車両のほうですね、この海外援助物資の募集に応じて協会を通して発展途上国、開発途上国へ寄贈する考えということなので、大変すばらしい考え方だなと思います。寄贈する先とか、もし知つていましたら教えていただきたいなあと思いますが。

○総務課長（原田俊昭君）

そこら辺の点まではですね、まだ手続を進めている段階でございますので、どの国にということまでは特定できておりません。

○3番（保池穂好君）

島の子供たちと一緒に消防車両って、やっぱり子供たち好きなのかなあと思います。せっかく寄贈したんであれば、また現地に届いたときにですね、子供たちが群がる姿がちょっと目に浮かぶんですけど、そういった写真等もちょっと入手して、また宇検村の便りとかで、また村民の皆様に見ていただいてですね、皆さんが朗らかな気持ちになつていただければなあというふうに考えます。

それでは、私の一般質問を、少々早いですが、終わらさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（杉浦治俊君）

これで、3番、保池穂好君の質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

散会 午後 2時11分

# 令和 3 年第 1 回字検村議会定例会

第 3 日

令和 3 年 3 月 17 日

## 令和3年第1回宇検村議会定例会会議録

令和3年3月17日（水曜日）午前9時30分開議

### 1. 議事日程（第3号）

- 日程第 1 議案第 1号 令和3年度年度宇検村一般会計予算について  
（説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 2 議案第 2号 令和3年度宇検村国保事業特別会計予算について  
（説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 3 議案第 3号 令和3年度宇検村国保施設事業特別会計予算について  
（説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 4 議案第 4号 令和3年度宇検村簡易水道事業特別会計予算について  
（説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 5 議案第 5号 令和3年度宇検村農業集落排水事業特別会計予算について  
（説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 6 議案第 6号 令和3年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計予算について  
（説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 7 議案第 7号 令和3年度宇検村介護保険事業特別会計予算について  
（説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 8 議案第 8号 令和3年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算について  
（説明・質疑・討論・採決）
- （以上8件一括上程・委員長報告・討論・採決）
- 日程第 9 議案第 16号 宇検村議会議員又は宇検村長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について  
（説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 10 議案第17号 宇検村手数料徴収条例の一部を改正する条例について  
（説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 11 議案第18号 宇検村立放課後児童クラブ設置条例の制定について  
（説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 12 議案第19号 宇検村消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について  
（説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 13 議案第20号 宇検村ふるさと基金条例の一部を改正する条例について  
（説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 14 議案第21号 宇検村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
（説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 15 議案第22号 宇検村介護保険条例の一部を改正する条例について  
（説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 16 議案第23号 宇検村簡易水道施設及び維持管理条例の一部を改正する条例について  
（説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 17 議案第24号 宇検村定住促進条例の一部を改正する条例について  
（説明・質疑・討論・採決）

○日程第 18 議案第25号 宇検村辺地総合整備計画の策定について

(説明・質疑・討論・採決)

○日程第 19 議案第26号 宇検村田舎暮らし体験交流センターの指定管理者の指定について

(説明・質疑・討論・採決)

○日程第 20 同意第 1号 宇検村固定資産評価員の選任について

(説明・質疑・討論・採決)

○日程第 21 発議第 1号 宇検村議会会議規則の一部を改正する議会規則について

(委員長報告・質疑・討論・採決)

○日程第 22 議員派遣の件について

○日程第 23 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○日程第 24 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○閉会の宣言

#### 1. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

1. 出席議員

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	倉本富夫君	2番	壽山新太郎君
3番	保池穂好君	4番	海原隆家君
5番	肥後充浩君	6番	吉永常明君
7番	喜島孝行君	8番	杉浦治俊君

1. 欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 松井 学君 書記 楠田綾香君

1. 説明のため出席した者の職氏名

村長	元山公知君	会計課長	小松洋仁君
副村長	植田稔君	教育委員会事務局長	松元五月君
教育長	村野巳代治君	建設課長	高田浩志君
総務課長	原田俊昭君	住民税務課長	柳百々代君
保健福祉課長	栄光男君	産業振興課長	栄平四郎君
企画観光課長	辰島月美君		

## △ 開 会 午前9時30分

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

○議長（杉浦治俊君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお配りしたとおりです。

- △ 日程第1 議案第1号 令和3年度宇検村一般会計予算についてから
- △ 日程第2 議案第2号 令和3年度宇検村国保事業特別会計補正予算について
- △ 日程第3 議案第3号 令和3年度宇検村国保施設事業特別会計補正予算について
- △ 日程第4 議案第4号 令和3年度宇検村簡易水道事業特別会計補正予算について
- △ 日程第5 議案第5号 令和3年度宇検村農業集落排水事業特別会計補正予算について
- △ 日程第6 議案第6号 令和3年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計補正予算について
- △ 日程第7 議案第7号 令和3年度宇検村介護保険事業特別会計補正予算について
- △ 日程第8 議案第8号 令和3年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算について

○議長（杉浦治俊君）

日程第1、議案第1号、令和3年度宇検村一般会計予算についてから、日程第8、議案第8号、令和3年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算についてまで、以上8件を一括議題とします。

本8案について、審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（肥後充浩君）

皆さん、おはようございます。令和3年度宇検村一般会計・特別会計予算審査報告を行います。

令和3年第1回定例会に於いて本委員会に付託されました令和3年度一般会計予算及び7特別会計予算について審査の結果を報告いたします。

審査の概要を申し上げます。

全員で構成する予算審査特別委員会に付託された、一般会計予算及び①国保事業、②国保施設事業、③簡易水道事業、④農業集落排水事業、⑤漁港漁村集落排水事業、⑥介護保険事業、⑦後期高齢者医療事業の歳入歳出予算について審査いたしました。

村民の福祉向上、地域の活性化等、広く客観的に、村民全体の立場に立った上で公正公平な予算計上がなされているか、重点に審査した結果、原案のとおり全会一致で可決いたしました。審査の詳細について、以下報告いたします。

一般会計予算についてですが、歳入・歳出総額は31億2,975万3,000円で、前年度に対し5,113万9,000円増額で、前年度対比1.7%の増額予算となっている。

歳入の主な内訳は、自主財源の村税は1億3,532万5,000円で、前年度対比1.9%の増、地方交付税

は前年度と同額の15億円、国庫支出金が3億7,818万8,000円で、前年度対比7.3%の増、県支出金が1億9,567万3,000円で、前年度対比14.5%の減、繰入金が4億3,837万1,000円で、前年度対比32.5%増額予算となっている。本年度も基金からの繰入れによっての予算編成であり、主な自主財源増の施策が求められている、財政健全化による行財政運営を強く望む。

歳出の主な内訳は、人件費6億9,406万2,000円、扶助費1億6,496万6,000円、公債費4億1,610万7,000円、普通建設費7億409万4,000円、物件費4億8,342万4,000円、補助費4億1,675万5,000円、繰出金2億3,605万6,000円である。又、義務的経費は40.7%、投資的経費は22.5%、その他36.8%、公債費は前年度より1,505万7,000円増額計上されている。今後とも財政健全化を念頭に、公債費負担比率を引き続き改善する努力を望む。

次に、特別会計予算についてですが、7特別会計歳入歳出総額9億6,899万1,000円、前年度対比マイナス4.5%、4,600万7,000円の減額予算となっている。

国保財政は、事業費2億1,039万6,000円、前年度対比9.6%の減となっており、その他の一般会計繰入金は280万5,000円と前年度対比マイナス69.5%となっており、赤字改善に取組んでいることがうかがえる。

簡易水道事業については、使用料の見直し、財政健全化の取り組みが見られるが、施設の老朽化に伴う施設更新費の負担が増大することが見込まれることから、引き続き財政の健全化に取組んでいただきたい。

特別会計は、一般会計からの繰り入れで維持されており、いまだに一般会計を大きく圧迫している状況である。特に農業集落排水事業・漁港漁村集落排水事業は現状以上の加入率も望めなく、維持管理費も増大することが懸念される、今後の運営が重要な課題である。

次に、委員からの主な意見や質疑を申し上げます。

ふるさと納税については、返礼品の開拓を行い積極的にPRに力を入れるべき。

予算は村民の税金も含まれるので、予算執行においては早急に適正な予算執行をするべき。

うけんブランド事業については、村民への早期の周知を行い、効果的な事業効果を発揮することに努めるべき。

観光物産協会・ガイド協会・観光特産品協会については、自立に向けた取組を行うべき。

免許証自主返納制度については、村民の利便性向上のため返納特典の方法を再検討すべき。

診療所の診療日の周知については、SNSで周知を行っているが、高齢者に配慮した紙ベースの周知を検討すべき。

審査の結果といいたしましては、令和3年度一般会計予算は、前年度対比1.7%増額予算となっており、保健、福祉の充実に努め、地域共生の確立、交流人口の促進を図り、さらに世界自然遺産登録を見据えた将来を展望する予算案であると考える。しかし、本年度も基金からの繰入れによる予算編成がなされ、依然として自主財源が乏しく依存財源に頼っている状況の中、引き続き、財政健全化に取り組むべきである。無駄を省き、最少の経費で最大の効果を念頭に、村民の福祉向上に努

め、時代の変化に伴い発生する様々な課題に早急に対応する柔軟性のある行財政運営に職員一丸となって取り組むことを強く望む。

本予算審査特別委員会に付託されました、令和3年度宇検村一般会計予算及び7特別会計予算は全会一致で可決するものと決定いたしました。

最後に、執行部は、本特別委員会の指摘と提言を真摯に受け止められ、今後の行財政運営に活かされるよう強く要望し、令和3年度予算審査特別委員会の委員長報告といたします。

○議長（杉浦治俊君）

ただいま委員長報告がありましたが、全員で構成する特別委員会で、3日間にわたり慎重に審査が尽くされておりますので、議案第1号から議案第8号までの委員長に対する質疑は省略したいと思います。

これから、一括して討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第1号、令和3年度宇検村一般会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

議案第1号、令和3年度宇検村一般会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第2号、令和3年度宇検村国保事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

議案第2号、令和3年度宇検村国保事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第3号、令和3年度宇検村国保施設事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

議案第3号、令和3年度宇検村国保施設事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第4号、令和3年度宇検村簡易水道事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

議案第4号、令和3年度宇検村簡易水道事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第5号、令和3年度宇検村農業集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

議案第5号、令和3年度宇検村農業集落排水事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第6号、令和3年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

議案第6号、令和3年度宇検村漁港漁村集落排水事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第7号、令和3年度宇検村介護保険事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

議案第7号、令和3年度宇検村介護保険事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議案第8号、令和3年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

議案第8号、令和3年度宇検村後期高齢者医療事業特別会計予算については、委員長報告のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第16号 宇検村議会議員または宇検村長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定について

○議長（杉浦治俊君）

日程第9、議案第16号、宇検村議会議員又は宇検村長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

皆さん、おはようございます。それでは、議案第16号について提案理由のご説明をいたします。

議案第16号は、宇検村議会議員又は宇検村長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙

運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定についてですが、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い宇検村議会議員及び宇検村長選挙において、選挙運動費用の一部を公営とするため条例を制定しようとするもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第16号、宇検村議会議員又は宇検村長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第16号、宇検村議会議員又は宇検村長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

### △ 日程第10 議案第17号 宇検村手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第10、議案第17号、宇検村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第17号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第17号は、宇検村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてですが、法改正により通知カードが廃止となつたため、第11号を削り、第38号については駆除に係る費用額の算定見直しのため条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第17号、宇検村手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第17号、宇検村手数料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

### △ 日程第11 議案第18号 宇検村立放課後児童クラブ設置条例の制定について

○議長（杉浦治俊君）

日程第11、議案第18号、宇検村立放課後児童クラブ設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第18号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第18号は、宇検村立放課後児童クラブ設置条例の制定についてですが、国的新放課後総合プランに基づき児童の安心・安全な放課後等の居場所確保のため条例を制定するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第18号、宇検村立放課後児童クラブ設置条例の制定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第18号、宇検村立放課後児童クラブ設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

### △ 日程第12 議案第19号 宇検村消防団員の定員・任命・給与・服務等に関する条例の一部 を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第12、議案第19号、宇検村消防団員の定員・任命・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第19号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第19号は、宇検村消防団員の定員・任命・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、宇検村消防団員の年額報酬を改定するため条例を制定するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第19号、宇検村消防団員の定員・任命・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第19号、宇検村消防団員の定員・任命・給与・服務等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

### △ 日程第13 議案第20号 宇検村ふるさと基金条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第13、議案第20号、宇検村ふるさと基金条例の一部を改正する条例についてを議題としま

す。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第20号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第20号は、宇検村ふるさと基金条例の一部を改正する条例についてですが、世界自然遺産登録を見据え、近隣市町村と連携した自然保護を目的とする事業等、各号以外の事業への充当を可能とするため条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第20号、宇検村ふるさと基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第20号、宇検村ふるさと基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第14 議案第21号 宇検村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第14、議案第21号、宇検村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第21号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第21号は、宇検村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、国民健康保険税の減免について、減免の内容を拡充する必要があるため、また、附則第4号について租税措置法の改正に伴い、関係規定を整理する必要があるため、条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第21号、宇検村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第21号、宇検村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第15 議案第22号 宇検村介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第15、議案第22号、宇検村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第22号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第22号は、宇検村介護保険条例の一部を改正する条例についてですが、平成30年度税制改正に伴い介護保険法施行令等の規定の見直しを行われたため条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第22号、宇検村介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第22号、宇検村介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第16 議案第23号 宇検村簡易水道設置及び維持管理条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第16、議案第23号、宇検村簡易水道設置及び維持管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第23号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第23号は、宇検村簡易水道設置及び維持管理条例の一部を改正する条例についてですが、吸水計画域を追加するため条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第23号、宇検村簡易水道設置及び維持管理条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第23号、宇検村簡易水道設置及び維持管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第17 議案第24号 宇検村定住促進条例の一部を改正する条例について

○議長（杉浦治俊君）

日程第17、議案第24号、宇検村定住促進条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第24号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第24号は、宇検村定住促進条例の一部を改正する条例についてですが、通学バスの助成対象者を宇検村から通学している者から村内に住所を有する保護者に扶養されている者に改めるため条例の一部を改正するもので、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

○3番（保池穂好君）

一般質問でもちょっと質問させていただいたんですけども、ちょっと確認したいことがありますので、質問させていただきます。バスの運賃等を補助してくれるというふうな条例だと思うんですけども、バスで帰って来ない場合もちょっと想定されるのかなと思っていて、親が迎えに行つた場合等は、何と言うんですかね、ガソリン代とか、そういうものを補助するのかどうか、ちょっと確認させてください。

○住民税務課長（柳百々代君）

ガソリン代等の補助は、今回は考えておりません。バス利用料金のみでございます。

○議長（杉浦治俊君）

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第24号、宇検村定住促進条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第24号、宇検村定住促進条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第18 議案第25号 宇検辺地総合整備計画の策定について

○議長（杉浦治俊君）

日程第18、議案第25号、宇検辺地総合整備計画の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第25号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第25号は、宇検辺地総合整備計画の策定についてですが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条第1項の規定により、本計画を新たに定めるため、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第25号、宇検辺地総合整備計画の策定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第25号、宇検辺地総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

△ 日程第19 議案第26号 宇検村田舎暮らし体験交流センターの指定管理者の指定について

○議長（杉浦治俊君）

日程第19、議案第26号、宇検村田舎暮らし体験交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

議案第26号について、提案理由のご説明をいたします。

議案第26号は、宇検村田舎暮らし体験交流センターの指定管理者の指定についてですが、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第26号、宇検村田舎暮らし体験交流センターの指定管理者の指定についてを採決

いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

議案第26号、宇検村田舎暮らし体験交流センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

#### △ 日程第20 同意第1号 宇検村固定資産評価委員の専任について同意を求めるについて

○議長（杉浦治俊君）

日程第20、同意第1号、宇検村固定資産評価委員の専任について同意を求めるについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○村長（元山公知君）

同意第1号について、提案理由のご説明をいたします。

同意第1号は、宇検村固定資産評価委員の専任についてですが、地方税法第404条第2項の規定により、前固定資産評価委員松井富彦氏の後任を専任することについて、議会の議決を求めるもので

す。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、同意第1号、宇検村固定資産評価委員の専任について同意を求める件についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件、これに同意することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

○議長（杉浦治俊君）

起立多数です。

したがって、同意第1号、宇検村固定資産評価委員の専任について同意を求める件については、同意することに決定しました。

#### △ 日程第21 発議第1号 宇検村議会会議規則の一部を改正する議会規則について

○議長（杉浦治俊君）

日程第21、発議第1号、宇検村議会会議規則の一部を改正する議会規則についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○総務文教常任委員長（肥後充浩君）

それでは、発議第1号、宇検村議会会議規則の一部を改正する議会規則について趣旨を説明いたします。

議員活動と家庭生活との両立支援対策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産にかかる産前産後の欠席期間を規定するものであります。また、諸請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

これで趣旨説明を終わります。

総務文教常任委員長、肥後充浩。

○議長（杉浦治俊君）

これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、発議第1号、宇検村議会会議規則の一部を改正する議会規則についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

発議第1号、宇検村議会会議規則の一部を改正する議会規則は、原案のとおり可決されました。

### △ 日程第22 議員派遣の件

○議長（杉浦治俊君）

日程第22、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

お手元にお配りしてありますとおり、本村議会議員を派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、お手元にお配りしてありますとおり、本議会議員を派遣することに決定しました。

なお、派遣議員及び日程等の変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思います。

### △ 日程第23 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長（杉浦治俊君）

日程第23、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

総務文教常任委員長及び建設経済常任委員長から、所管事務調査のうち会議規則第75条の規定によつて、お手元にお配りしました所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

それぞれの委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

#### △ 日程第24 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（杉浦治俊君）

日程第24、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしてあります本会議の会期日程と会議の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦治俊君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第1回宇検村議会定例会を閉会します。

○職員（松井 学君）

ご起立願います。一同、礼。

閉会 午前10時19分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宇検村議会議長 杉 浦 治 俊

宇検村議会議員 貴 島 孝 行

宇検村議会議員 倉 本 富 夫